平成25年 2 月18日開会

平成25年 2 月徳島県議会定例会議案

目　　次

第	1	号	平成25年度徳島県一般会計予算	1頁
第	2	号	平成25年度徳島県用度事業特別会計予算	17
第	3	号	平成25年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計予算	19
第	4	号	平成25年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算	21
第	5	号	平成25年度徳島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	23
第	6	号	平成25年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計予算	25
第	7	号	平成25年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算	27
第	8	号	平成25年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計予算	29
第	9	号	平成25年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計予算	31
第	10	号	平成25年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計予算	33
第	11	号	平成25年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算	35
第	12	号	平成25年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算	37
第	13	号	平成25年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算	39
第	14	号	平成25年度徳島県流域下水道事業特別会計予算	41
第	15	号	平成25年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算	43
第	16	号	平成25年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算	45
第	17	号	平成25年度徳島県奨学金貸付金特別会計予算	47
第	18	号	平成25年度徳島県証紙収入特別会計予算	49
第	19	号	平成25年度徳島県公債管理特別会計予算	51
第	20	号	平成25年度徳島県給与集中管理特別会計予算	53
第	21	号	平成25年度徳島県病院事業会計予算	55

第　22　号　平成25年度徳島県電気事業会計予算 …… 59頁
第　23　号　平成25年度徳島県工業用水道事業会計予算 …… 63
第　24　号　平成25年度徳島県土地造成事業会計予算 …… 65
第　25　号　平成25年度徳島県駐車場事業会計予算 …… 67
第　26　号　徳島県新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について …… 69
第　27　号　新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について …… 71
第　28　号　徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正について …… 75
第　29　号　徳島県ふぐの処理等に関する条例の制定について …… 77
第　30　号　徳島県消費者行政活性化基金条例の一部改正について …… 91
第　31　号　徳島県情報公開条例の一部改正について …… 93
第　32　号　徳島県個人情報保護条例の一部改正について …… 95
第　33　号　徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について …… 97
第　34　号　徳島県税条例の一部改正について ……113
第　35　号　徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について ……117
第　36　号　徳島県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部改正について ……119
第　37　号　徳島県子どものはぐくみ条例の制定について ……121
第　38　号　徳島県児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の廃止について ……127
第　39　号　徳島県障害者介護給付費等不服審査会設置条例等の一部改正について ……129
第　40　号　徳島県准看護師試験委員条例の廃止について ……131
第　41　号　徳島県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例の廃止について ……133
第　42　号　徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部改正について ……135
第　43　号　徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について ……137
第　44　号　道路法施行条例の一部改正について ……139

第　45　号　徳島県未来創造教育基金条例の制定について……141
第　46　号　徳島県立学校設置条例の一部改正について……143
第　47　号　徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部改正について……145
第　48　号　徳島県警察関係手数料条例の一部改正について……149
第　49　号　徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について……153
第　50　号　平成24年度県営土地改良事業費に対する受益市町村負担金の追加について……155
第　51　号　平成24年度県単独砂防事業費等に対する受益市町負担金の追加について……157
第　52　号　平成24年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金の追加について……159
第　53　号　一般国道439号道路改築工事落合１号トンネルの請負契約の変更請負契約について……161
第　54　号　川内大代線緊急地方道路整備工事加賀須野橋左岸下部工の請負契約の変更請負契約について……163
第　55　号　徳島県県営住宅集約化ＰＦＩ事業の特定事業契約について……165
第　56　号　徳島県教育振興計画（第２期）の策定について……167
第　57　号　権利の放棄について……169
第　58　号　権利の放棄について……171
第　59　号　包括外部監査契約について……173
第　60　号　関西広域連合規約の一部変更に関する協議について……175
第　61　号　地方独立行政法人徳島県鳴門病院中期目標の策定について……179
報告第１号　訴えの提起に係る専決処分の報告について……185
報告第２号　損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について……187
報告第３号　損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について……189
報告第４号　損害賠償（誤認による取締行為）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について……191

第 1 号　　平 成 25 年 度 徳 島 県 一 般 会 計 予 算

平成25年度徳島県一般会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ462,075,000千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

（継続費）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第１項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は，「第２表継続費」による。

（債務負担行為）

第３条　地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項，期間及び限度額は，「第３表債務負担行為」による。

（地方債）

第４条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第４表地方債」による。

（一時借入金）

第５条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は，90,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第６条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。

⑴　各項に計上した給料，職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平 成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事　　飯　　泉　　嘉　　門

第１表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　額
1　県　税		千円 66,500,000
	1　県民税	26,805,472
	2　事業税	12,142,822
	3　地方消費税	7,555,994
	4　不動産取得税	1,252,542
	5　県たばこ税	996,828
	6　ゴルフ場利用税	293,841
	7　自動車取得税	937,285
	8　軽油引取税	5,921,379
	9　自動車税	10,567,318
	10　鉱区税	1,548
	11　狩猟税	24,851
	12　旧法による税	120
2　地方消費税清算金		14,787,000

		1 地方消費税清算金	14,787,000	
	3 地方譲与税		9,242,000	
		1 地方法人特別譲与税	7,286,000	
		2 地方揮発油譲与税	1,833,000	
		3 石油ガス譲与税	120,000	
		4 航空機燃料譲与税	3,000	
	4 地方特例交付金		130,000	
		1 地方特例交付金	130,000	
	5 地方交付税		140,000,000	
		1 地方交付税	140,000,000	
	6 交通安全対策特別交付金		290,000	
		1 交通安全対策特別交付金	290,000	
	7 分担金及び負担金		1,033,154	
		1 分担金	282,375	
		2 負担金	750,779	
	8 使用料及び手数料		3,966,294	
		1 使用料	2,455,124	

		2 手数料	1,511,170
	9 国庫支出金		53,294,476
		1 国庫負担金	28,672,876
		2 国庫補助金	23,096,873
		3 委託金	1,524,727
	10 財産収入		860,202
		1 財産運用収入	518,093
		2 財産売払収入	342,109
	11 寄附金		13,229
		1 寄附金	13,229
	12 繰入金		91,810,827
		1 特別会計繰入金	56,313,866
		2 基金繰入金	35,496,961
	13 繰越金		1,000,000
		1 繰越金	1,000,000
	14 諸収入		13,803,818
		1 延滞金，加算金及び過料等	139,910

	2 県預金利子	14,966
	3 公営企業貸付金元利収入	2,330,000
	4 貸付金元利収入	4,642,025
	5 受託事業収入	1,155,804
	6 収益事業収入	2,927,327
	7 利子割精算金収入	169
	8 雑入	2,593,617
15 県債		65,344,000
	1 県債	65,344,000
歳入合計		462,075,000

歳出

款	項	金額
1 議会費		千円 980,433
	1 議会費	980,433
2 総務費		21,997,308
	1 総務管理費	11,188,514

		2 企画費	3,992,228	
		3 徴税費	2,460,923	
		4 市町村振興費	2,029,486	
		5 選挙費	508,560	
		6 防災費	1,185,544	
		7 統計調査費	325,084	
		8 人事委員会費	131,284	
		9 監査委員費	175,685	
	3 民生費		57,734,665	
		1 社会福祉費	42,148,492	
		2 児童福祉費	9,637,647	
		3 生活保護費	5,948,526	
	4 衛生費		23,852,635	
		1 公衆衛生費	5,856,819	
		2 環境衛生費	2,530,932	
		3 保健所費	1,368,768	
		4 医薬費	9,049,784	

		5 病院事業費	5,046,332	
	5 労働費		6,785,236	
		1 労政費	5,631,836	
		2 職業訓練費	1,043,220	
		3 労働委員会費	110,180	
	6 農林水産業費		31,951,079	
		1 農業費	4,288,137	
		2 園芸費	659,923	
		3 畜産業費	888,364	
		4 農地費	8,167,614	
		5 林業費	16,076,025	
		6 水産業費	1,871,016	
	7 商工費		59,072,617	
		1 商業費	54,409,131	
		2 工鉱業費	3,577,838	
		3 観光費	1,085,648	
	8 土木費		40,608,005	

		1 土木管理費	4,187,037	
		2 道路橋りょう費	19,009,093	
		3 河川海岸費	9,842,451	
		4 港湾費	3,089,018	
		5 都市計画費	3,203,245	
		6 住宅費	1,277,161	
	9 警察費		22,013,219	
		1 警察管理費	19,946,583	
		2 警察活動費	2,066,636	
	10 教育費		83,595,021	
		1 教育総務費	11,157,910	
		2 小学校費	26,833,197	
		3 中学校費	15,692,345	
		4 高等学校費	18,408,697	
		5 特別支援学校費	8,408,996	
		6 社会教育費	2,249,548	
		7 保健体育費	844,328	

	11 災害復旧費		9,799,682	
		1 農林水産施設災害復旧費	1,394,770	
		2 土木施設災害復旧費	8,304,912	
		3 公用公共用施設災害復旧費	100,000	
	12 公債費		86,995,123	
		1 公債費	86,995,123	
	13 諸支出金		16,539,977	
		1 地方消費税清算金	7,422,590	
		2 利子割交付金	280,077	
		3 配当割交付金	358,399	
		4 株式等譲渡所得割交付金	235,015	
		5 地方消費税交付金	7,414,528	
		6 ゴルフ場利用税交付金	205,802	
		7 特別地方消費税交付金	100	
		8 自動車取得税交付金	623,316	
		9 利子割精算金	150	
	14 予備費		150,000	

	1　予　　備　　費	150,000
歳　　出　　合　　計		462,075,000

第2表　継　　続　　費

款	項	事　　業　　名	総　　額	年　度	年　　割　　額
8　土　　木　　費	2　道路橋りょう費	出合大橋上部工架設事業	千円 2,700,000	25	千円 500,000
				26	500,000
				27	900,000
				28	800,000

第3表　債務負担行為

事　　項	期　　間	限　度　額
住民基本台帳ネットワークシステム電子計算機等賃貸借契約	自　平成26年度 至　平成31年度	11,022千円
地方債証券の共同発行により生ずる連帯債務（共同発行市場公募地方債）	自　平成25年度 至　平成35年度	元金 1,492,000,000千円 及びこれに対する利子相当額
自動車税納税通知書等作成業務委託契約	平　成　26　年　度	10,000千円
歩行者用交通信号灯器ＬＥＤ電球賃貸借契約	自　平成26年度 至　平成30年度	65,000千円

	公益財団法人とくしま産業振興機構の中小企業・雇用対策推進費造成事業融資損失補償契約	平　成　26　年　度	融資額 36,800,000千円 及び金利３％並びに延滞金及び違約金年10.95％の範囲内における損失補償	
	公益財団法人とくしま産業振興機構のとくしま経済飛躍ファンド造成事業融資損失補償契約	平　成　26　年　度	融資額　960,000千円 及び金利３％並びに延滞金及び違約金年10.95％の範囲内における損失補償	
	県営かんがい排水事業工事請負契約	平　成　26　年　度	20,000千円	
	基幹農道整備事業工事請負契約	平　成　26　年　度	300,000千円	
	広域営農団地農道整備事業工事請負契約	平　成　26　年　度	40,000千円	
	県営農道整備事業工事請負契約	平　成　26　年　度	5,000千円	
	経営体育成基盤整備事業工事請負契約	平　成　26　年　度	20,000千円	
	農業水利施設保全対策事業工事請負契約	平　成　26　年　度	30,000千円	
	耕地地すべり防止事業工事請負契約	平　成　26　年　度	20,000千円	
	湛水防除事業工事請負契約	平　成　26　年　度	100,000千円	
	県営老朽ため池等整備事業工事請負契約	平　成　26　年　度	10,000千円	
	財団法人徳島県農業開発公社の農地保有合理化事業等資金損失補償契約	自　平成26年度 至　平成36年度	融資額　100,000千円 並びに延滞金及び違約金年10.95％の範囲内における損失補償	

	社団法人徳島県林業公社の株式会社日本政策金融公庫資金損失補償契約	自　平成25年度 至　平成75年度	融資額　220,606千円に対するつぎにかかげる損失補償 償還期限到来後10か月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において，株式会社日本政策金融公庫が弁済を受けなかった元利金合計額（遅延損害金を含む。）及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11％の割合による金額	
	徳島県土地開発公社の開発事業資金債務保証	自　平成26年度 至　平成35年度	融資額 2,500,000千円及び金利５％の範囲内における債務保証	
	徳島県土地開発公社の用地取得等契約	自　平成26年度 至　平成35年度	用地費，補償費等 2,500,000千円及び金利５％の範囲内の金額	
	街路事業工事請負契約	平　成　26　年　度	400,000千円	
	公園整備事業工事請負等契約	平　成　26　年　度	360,000千円	
	広域河川改修事業工事請負契約	平　成　26　年　度	70,000千円	
	総合流域防災事業工事請負契約	平　成　26　年　度	90,000千円	
	地震・高潮対策河川事業工事請負契約	平　成　26　年　度	50,000千円	
	海岸侵食対策事業工事請負契約	平　成　26　年　度	80,000千円	
	河川等災害関連事業工事請負契約	平　成　26　年　度	100,000千円	

河川等施設災害復旧事業工事請負契約	平 成 26 年 度	1,000,000千円
道路局部改良事業工事請負契約	平 成 26 年 度	20,000千円
道路改築事業工事請負契約	平 成 26 年 度	250,000千円
緊急地方道路整備事業工事請負契約	平 成 26 年 度	1,300,000千円
橋りょう修繕事業工事請負契約	平 成 26 年 度	20,000千円
県単独港湾整備事業工事請負契約	平 成 26 年 度	50,000千円
港湾施設災害復旧事業工事請負契約	平 成 26 年 度	300,000千円
高校施設整備事業工事請負等契約	平 成 26 年 度	1,287,615千円
県立高等学校総合寄宿舎賃貸借契約	自 平成26年度 至 平成31年度	637,000千円
警察本部庁舎防災機能強化事業工事請負等契約	平 成 26 年 度	292,122千円
警察本部電子計算機等賃貸借契約	自 平成26年度 至 平成30年度	268,266千円
運転免許証作成システム電子計算機賃貸借等契約	自 平成26年度 至 平成30年度	689,934千円

第4表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
総務管理事業	千円 1,278,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年５％以内（ただし，利率見直し方式で借り入れる資金について，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし，必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し，又は借換えすることができる。
企画事業	1,668,000			

	市町村振興事業	800,000				
	防災事業	67,000				
	社会福祉事業	3,000				
	環境衛生事業	10,000				
	保健所事業	5,000				
	農業事業	58,000				
	農地事業	1,144,000				
	林業治山事業	2,044,000				
	水産事業	276,000				
	道路橋りょう事業	5,984,000				
	河川海岸事業	4,410,000				
	港湾事業	829,000				
	都市計画事業	863,000				
	住宅事業	212,000				
	警察関係事業	1,852,000				
	教育総務事業	3,300,000				
	高等学校整備事業	1,344,000				

特別支援学校整備事業	1,053,000			
土木施設災害復旧事業	3,051,000			
公用公共用施設災害復旧事業	93,000			
臨時財政対策債	35,000,000			
計	65,344,000			

第 2 号　　平成25年度徳島県用度事業特別会計予算

平成25年度徳島県用度事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ952,423千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

平 成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事　　飯　　泉　　嘉　　門

第１表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　額
1 用　度　事　業　収　入		千円 952,423
	1 財　産　収　入	200
	2 繰　越　金	10,082
	3 諸　収　入	942,141
歳　入　合　計		952,423

歳　　出

款	項	金　額
1　用　度　事　業　費		千円 952,423
	1　用　度　事　業　費	952,423
歳　出　合　計		952,423

第 3 号　　平成25年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計予算

平成25年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ2,586,175千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

平 成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事　　飯　　泉　　嘉　　門

第１表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　額
1 市町村振興資金収入		千円 2,586,175
	1 繰越金	1,043,033
	2 諸収入	1,543,142
歳入合計		2,586,175

歳　　出

款	項	金　額
1　市　町　村　振　興　資　金　貸　付　金		千円 2,586,175
	1　市　町　村　振　興　資　金　貸　付　金	2,586,175
歳　　出	合　　計	2,586,175

第 4 号　　平成25年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算

平成25年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ250,402千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

平 成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事　　飯　　泉　　嘉　　門

第１表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　額
1　都市用水水源費負担金収入		千円 250,402
	1　繰　入　金	213,712
	2　諸　収　入	36,690
歳　入　合　計		250,402

歳　　出

款	項	金　額
1　都市用水水源費負担金		千円 250,402
	1　早明浦ダム建設事業都市用水負担金	69,619
	2　正木ダム建設事業都市用水負担金	39,563
	3　旧吉野川河口堰建設事業都市用水負担金	141,220
歳　出　合　計		250,402

第 5 号　平成25年度徳島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

平成25年度徳島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ220,319千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第２表地方債」による。

平 成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
1 母子寡婦福祉資金収入		千円 220,319
	1 繰入金	1,000
	2 繰越金	108,130
	3 諸収入	109,189
	4 県債	2,000

歳　入　合　計	220,319

歳　出

款	項	金額
1 母子寡婦福祉資金貸付金		千円 220,319
	1 母子寡婦福祉資金貸付金	220,319
歳　出　合　計		220,319

第2表 地　方　債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	千円 2,000	政府の定めるところによる。	無利子	政府の定めるところによる。

第 6 号　　平成25年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計予算

平成25年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ112,995,651千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項，期間及び限度額は，「第２表債務負担行為」による。

平成25年2月18日提出

徳島県知事　飯泉嘉門

第１表　歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 112,995,651
	1 使用料及び手数料	2,500
	2 財産収入	700
	3 繰入金	56,716,600
	4 諸収入	56,275,851

歳　入　合　計	112,995,651

歳　出

款	項	金　額
1　中小企業・雇用対策事業費		千円 112,995,651
	1　中小企業・雇用対策事業費	112,995,651
歳　出　合　計		112,995,651

第2表　債務負担行為

事　項	期　間	限度額
企業立地促進事業に係る補助金交付指令	自　平成26年度 至　平成33年度	2,000,000千円

第 7 号　平成25年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

平成25年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ1,039,157千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

平 成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
1 中小企業近代化資金収入		千円 1,039,157
	1 繰越金	107,392
	2 諸収入	931,765
歳入合計		1,039,157

歳　　出

款	項	金　額
1　中小企業近代化資金貸付金		千円 1,039,157
	1　中小企業近代化資金貸付金	1,039,157
歳　出	合　計	1,039,157

第 8 号　　平成25年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計予算

平成25年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ63,854千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

平 成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事　　飯　　泉　　嘉　　門

第１表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　額
1 徳島ビル管理事業収入		千円 63,854
	1 財産収入	63,844
	2 諸収入	10
歳入合計		63,854

歳　　出

款	項	金　額
1　徳　島　ビ　ル　管　理　事　業　費		千円 63,854
	1　徳　島　ビ　ル　管　理　事　業　費	63,854
歳　　出	合　　計	63,854

第 9 号　平成25年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計予算

平成25年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ46,010千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

平 成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
		千円 46,010
1 農業改良資金収入	1 繰入金	400
	2 繰越金	42,381
	3 諸収入	3,229
歳入合計		46,010

歳　　出

款	項	金　額
1　農　業　改　良　資　金　貸　付　金		千円 46,010
	1　農　業　改　良　資　金　貸　付　金	46,010
歳　　出	合　　計	46,010

第 10 号　　平成25年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計予算

平成25年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ102,685千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

平 成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事　　飯　　泉　　嘉　　門

第１表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　額
1　林　業　改　善　資　金　収　入		千円 102,685
	1　繰　入　金	2,682
	2　繰　越　金	83,238
	3　諸　収　入	16,765
歳　入　合　計		102,685

歳　　出

款	項	金　額
1　林　業　改　善　資　金　貸　付　金		千円 102,685
	1　林　業　改　善　資　金　貸　付　金	102,685
歳　　出	合　　計	102,685

第 11 号　平成25年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算

平成25年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ180,901千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

平 成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
1 県有林県行造林事業収入		千円 180,901
	1 財産収入	84,134
	2 繰入金	89,027
	3 繰越金	100
	4 諸収入	7,640
歳入合計		180,901

歳　　出

款	項	金　額
1　県　有　林　県　行　造　林　事　業　費		千円 180,901
	1　県　有　林　県　行　造　林　事　業　費	180,901
歳　　出	合　　計	180,901

第 12 号　　平成25年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算

平成25年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ81,190千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

平 成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事　　飯　　泉　　嘉　　門

第１表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　額
		千円 81,190
1　沿岸漁業改善資金収入		
	1　繰入金	1,188
	2　繰越金	39,512
	3　諸収入	40,490
歳入合計		81,190

歳　　出

款	項	金　額
1　沿岸漁業改善資金貸付金		千円 81,190
	1　沿岸漁業改善資金貸付金	81,190
歳　出	合　計	81,190

第 13 号　　平成25年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算

平成25年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ1,904,956千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

平 成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事　　飯　　泉　　嘉　　門

第１表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　額
1　公用地公共用地取得事業収入		千円 1,904,956
	1　財　産　収　入	962,446
	2　繰　入　金	940,000
	3　繰　越　金	2,210
	4　諸　収　入	300
歳　入　合　計		1,904,956

歳　　出

款	項	金　額
1　公用地公共用地取得事業費		千円 1,904,956
	1　公用地公共用地取得事業費	1,891,613
	2　土地開発基金積立金	13,343
歳　出　合　計		1,904,956

第 14 号　平成25年度徳島県流域下水道事業特別会計予算

平成25年度徳島県流域下水道事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ600,687千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第２表地方債」による。

平成25年2月18日提出

徳島県知事　飯泉嘉門

第１表　歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円 600,687
1 流域下水道事業収入		
	1 分担金及び負担金	161,691
	2 国庫支出金	10,000
	3 繰入金	239,996
	4 県債	189,000

歳　入　合　計	600,687

歳　出

款	項	金　額
1 流域下水道事業費		千円 600,687
	1 旧吉野川流域下水道事業費	600,687
歳　出　合　計		600,687

第2表 地　方　債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旧吉野川流域下水道事業	千円 189,000	証書借入又は証券発行	年５％以内（ただし，利率見直し方式で借り入れる資金について，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし，必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し，又は借換えすることができる。

第 15 号　平成25年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算

平成25年度徳島県港湾等整備事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ5,061,878千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第２表地方債」による。

平 成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
		千円 5,061,878
1 港湾等整備事業収入		
	1 使用料及び手数料	663,838
	2 財産収入	239,405
	3 繰入金	1,155,000
	4 諸収入	8,635

	5　県　　債	2,995,000
歳　　入	合　　計	5,061,878

歳　　出

款	項	金　　額
1　港　湾　等　整　備　事　業　費		千円 5,061,878
	1　港　湾　等　整　備　事　業　費	3,429,885
	2　徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業費	618,000
	3　空　港　周　辺　整　備　事　業　費	1,013,993
歳　　出	合　　計	5,061,878

第2表　地　方　債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾等整備事業	千円 1,577,000	証書借入又は証券発行	年５％以内（ただし，利率見直し方式で借り入れる資金について，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし，必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し，又は借換えすることができる。
徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業	618,000			
空港周辺整備事業	800,000			
計	2,995,000			

第 16 号　平成25年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算

平成25年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ107,419千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

平 成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
		千円 107,419
1 県営住宅敷金等収入		
	1 財産収入	1,190
	2 繰越金	29,771
	3 諸収入	76,458
歳入合計		107,419

歳　　出

款	項	金　額
1 県営住宅敷金等運営費		千円 107,419
	1 県営住宅敷金運営費	105,800
	2 借上公共賃貸住宅敷金運営費	1,619
歳　出	合　計	107,419

第 17 号　平成25年度徳島県奨学金貸付金特別会計予算

平成25年度徳島県奨学金貸付金特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ297,594千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

平 成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
		千円 297,594
1 奨学金収入	1 国庫支出金	72,200
	2 財産収入	965
	3 繰入金	68,710
	4 繰越金	100
	5 諸収入	155,619
歳入合計		297,594

歳　　出

款	項	金　額
1　奨　学　金　貸　付　金		千円 297,594
	1　奨　学　金　貸　付　金	297,594
歳　出　合　計		297,594

第 18 号　　平成25年度徳島県証紙収入特別会計予算

平成25年度徳島県証紙収入特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ3,491,000千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

平 成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事　　飯　　泉　　嘉　　門

第１表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　額
1　証　紙　収　入		千円 3,491,000
	1　証　紙　収　入	2,887,557
	2　繰　越　金	603,443
歳　入　合　計		3,491,000

歳　　出

款	項	金　額
1　繰　出　金		千円 3,491,000
	1　他　会　計　繰　出　金	3,491,000
歳　出　合　計		3,491,000

第 19 号　平成25年度徳島県公債管理特別会計予算

平成25年度徳島県公債管理特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ93,151,000千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第２表地方債」による。

平 成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
		千円 93,151,000
1　公債管理収入		
	1　繰入金	82,351,000
	2　県債	10,800,000
歳入合計		93,151,000

歳　　出

款	項	金額
1　公債費		千円 93,151,000
	1　公債費	93,151,000
歳出合計		93,151,000

第2表　地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 10,800,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年　5％以内	融資機関の融資条件による。ただし，必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し，又は借換えすることができる。

第 20 号　平成25年度徳島県給与集中管理特別会計予算

平成25年度徳島県給与集中管理特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ30,515,857千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

平 成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
		千円 30,515,857
1 給与振替収入		
	1 給与振替収入	30,515,857
歳入合計		30,515,857

歳　　出

款	項	金　額
1　給　与　費		千円 30,515,857
	1　給　与　費	30,515,857
歳　出　合　計		30,515,857

第 21 号　平成25年度徳島県病院事業会計予算

（総則）

第１条　平成25年度徳島県病院事業会計の予算は，次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は，次のとおりとする。

⑴	病床数	790床
⑵	年間患者数	
	入院	209,875人
	外来	278,404人
⑶	１日平均患者数	
	入院	575人
	外来	1,141人
⑷	主要な建設改良事業	
	病院増改築工事費	5,639,110千円
	医療器械及び備品購入費	929,672千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める。

収入	
第１款　病院事業収益	18,929,809千円
第１項　医業収益	16,941,934千円
第２項　医業外収益	1,987,875千円
支出	
第１款　病院事業費用	20,005,975千円
第１項　医業費用	19,021,388千円

第２項　医　業　外　費　用　677,766千円

第３項　特　別　損　失　306,821千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額734,277千円は，当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,350千円及び過年度分損益勘定留保資金729,927千円で補てんするものとする。）。

収　入

第１款　資　本　的　収　入　9,029,602千円

第１項　企　業　債　3,694,000千円

第２項　負　担　金　407,525千円

第３項　他会計からの借入金　2,100,000千円

第４項　補　助　金　2,828,077千円

支　出

第１款　資　本　的　支　出　9,763,879千円

第１項　建　設　改　良　費　6,568,782千円

第２項　企　業　債　償　還　金　732,020千円

第３項　他会計からの借入金償還金　2,463,077千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項，期間及び限度額は，次のとおりと定める。

事　項	期　間	限　度　額
三好病院医療器械・備品整備事業業務委託等契約	自　平成26年度 至　平成31年度	1,650,000千円

（企業債）

第６条　起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業	千円 3,694,000	証書借入又は証券発行	年５％以内（ただし，利率見直し方式で借り入れる資金について，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし，必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し，又は借換えすることができる。

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は，5,000,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第８条　次に掲げる経費については，その経費の金額を，それ以外の経費の金額に流用し，又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は，議会の議決を経なければならない。

⑴　職員給与費　10,278,959千円

（たな卸資産の購入限度額）

第９条　たな卸資産の購入限度額は，4,420,000千円と定める。

（重要な資産の取得）

第10条　重要な資産の取得は，次のとおりとする。

	種類	名称	数量
⑴　取得する資産	医療器械	リニアック	一式
		磁気共鳴断層撮影装置	一式
		Ｘ線コンピューター断層撮影装置	一式
		ＤＳＡ装置	一式

平成25年2月18日提出

徳島県知事　飯泉嘉門

第 22 号　平成25年度徳島県電気事業会計予算

（総則）

第１条　平成25年度徳島県電気事業会計の予算は，次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は，次のとおりとする。

⑴	供給電力量	水力発電所	324,000,000ｋＷｈ
		太陽光発電所	3,329,417ｋＷｈ
⑵	建設改良工事	和田島太陽光発電所建設事業	529,200千円
		既設設備改良工事	663,941千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める。

収　　入	
第１款　事業収益	2,745,302千円
第１項　営業収益	2,565,612千円
第２項　財務収益	29,658千円
第３項　附帯事業収益	139,835千円
第４項　事業外収益	9,897千円
第５項　特別利益	300千円
支　　出	
第１款　事業費用	2,469,072千円
第１項　営業費用	2,304,318千円
第２項　財務費用	13千円
第３項　附帯事業費用	123,235千円
第４項　事業外費用	37,506千円

第５項　特　　別　　損　　失　　1,000千円

第６項　予　　備　　費　　3,000千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額944,509千円は，当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,554千円及び過年度分損益勘定留保資金887,955千円で補てんするものとする。）。

収　　入

第１款　資　本　的　収　入　　385,751千円

第１項　固 定 資 産 売 却 代　　5,520千円

第２項　他会計長期貸付金返還金　　380,231千円

支　　出

第１款　資　本　的　支　出　　1,330,260千円

第１項　建　設　改　良　費　　1,193,141千円

第２項　投　　資　　137,119千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項，期間及び限度額は，次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限　度　額
日野谷発電所１号水車発電機修繕事業工事請負契約	平 成 26 年 度	329,769千円
勝浦発電所水車発電機改良事業工事請負契約	平 成 26 年 度	379,862千円
勝浦発電所屋外機器取替事業工事請負契約	平 成 26 年 度	162,555千円

（一時借入金）

第６条　一時借入金の限度額は，1,500,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第７条　次に掲げる経費については，これらの経費の金額を，これらの経費のうち他の経費の金額に，若しくはこれら以外の経費の金額に流用し，又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は，議会の議決を経なければならない。

⑴　職　員　給　与　費　　867,098千円

⑵　交　　際　　費　　118千円

（たな卸資産の購入限度額）

第８条　たな卸資産の購入限度額は，10,000千円と定める。

平成25年2月18日提出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

第 23 号　平成25年度徳島県工業用水道事業会計予算

（総則）

第１条　平成25年度徳島県工業用水道事業会計の予算は，次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は，次のとおりとする。

⑴　給水事業所数	33	吉野川北岸工業用水道	23
		阿南工業用水道	10
⑵　年間総給水量	65,488,300㎥	吉野川北岸工業用水道	38,660,800㎥
		阿南工業用水道	26,827,500㎥
⑶　１日平均給水量	179,420㎥	吉野川北岸工業用水道	105,920㎥
		阿南工業用水道	73,500㎥
⑷　建設改良工事		吉野川北岸工業用水道改良工事	394,493千円
		阿南工業用水道改良工事	326,664千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める。

収　入	
第１款　事業収益	1,067,842千円
第１項　営業収益	1,062,148千円
第２項　営業外収益	5,694千円
支　出	
第１款　事業費用	931,855千円
第１項　営業費用	837,696千円
第２項　営業外費用	94,159千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額811,675千円は，当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額32,841千円，過年度分損益勘定留保資金763,262千円及び当年度分損益勘定留保資金15,572千円で補てんするものとする。）。

収　　入	
第１款　資　本　的　収　入	81,479千円
第１項　固定資産売却代	1,479千円
第２項　他会計長期借入金	80,000千円
支　　出	
第１款　資　本　的　支　出	893,154千円
第１項　建　設　改　良　費	721,157千円
第２項　企　業　債　償　還　金	170,797千円
第３項　国庫補助金返還金	1,200千円

（一時借入金）

第５条　一時借入金の限度額は，500,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第６条　次に掲げる経費については，これらの経費の金額を，これらの経費のうち他の経費の金額に，若しくはこれら以外の経費の金額に流用し，又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は，議会の議決を経なければならない。

⑴　職　員　給　与　費	218,506千円
⑵　交　際　費	16千円

（たな卸資産の購入限度額）

第７条　たな卸資産の購入限度額は，20,000千円と定める。

平成25年２月18日提出

徳島県知事　　飯　泉　嘉　門

第 24 号　平成25年度徳島県土地造成事業会計予算

（総則）

第１条　平成25年度徳島県土地造成事業会計の予算は，次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は，次のとおりとする。

⑴　工業用地の管理事業　2,923千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める。

収入	
第１款　事業収益	11,044千円
第１項　営業収益	7,740千円
第２項　営業外収益	3,304千円
支出	
第１款　事業費用	4,586千円
第１項　営業費用	4,585千円
第２項　営業外費用	1千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額78,941千円は，過年度分損益勘定留保資金78,941千円で補てんするものとする。）。

収入	
第１款　資本的収入	33,077千円
第１項　他会計長期貸付金返還金	33,077千円
支出	
第１款　資本的支出	112,018千円

第１項　建　設　改　良　費　　18千円
第２項　投　　資　　112,000千円

（一時借入金）

第５条　一時借入金の限度額は，30,000千円と定める。

平成25年2月18日提出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

第 25 号　平成25年度徳島県駐車場事業会計予算

（総則）

第１条　平成25年度徳島県駐車場事業会計の予算は，次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は，次のとおりとする。

⑴ 収容台数	525台	
⑵ 建設改良工事	既設設備改良工事	4,394千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める。

収入	
第１款　事業収益	80,660千円
第１項　営業収益	80,030千円
第２項　営業外収益	630千円
支出	
第１款　事業費用	67,856千円
第１項　営業費用	66,693千円
第２項　営業外費用	1,163千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額157,451千円は，過年度分損益勘定留保資金157,451千円で補てんするものとする。）。

支出	
第１款　資本的支出	157,451千円
第１項　建設改良費	4,394千円
第２項　企業債償還金	20,057千円

第３項　投　　資　　133,000千円

（一時借入金）

第５条　一時借入金の限度額は，300,000千円と定める。

（たな卸資産の購入限度額）

第６条　たな卸資産の購入限度額は，1,000千円と定める。

平成25年2月18日提出

徳島県知事　　飯　　泉　　嘉　　門

第二十六号

徳島県新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

徳島県新型インフルエンザ等対策本部条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

徳島県新型インフルエンザ等対策本部条例

（趣旨）

第一条　この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第二十六条の規定に基づき、徳島県新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条　新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2　新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3　新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4　対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5　前項の職員は、県の職員のうちから、知事が任命する。

（会議）

第三条　本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2　本部長は、法第二十三条第四項の規定に基づき、国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第四条　本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2　部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3　部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4　部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第五条　前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この条例は、法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されたことに伴い、徳島県新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二十七号

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条　職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第十一条の五第五項中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十四条に規定する職員で住所又は居所を離れて県の区域内に滞在することを要するものに対して支給する。

（技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第二条　技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十一年徳島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第九条の三に次の一項を加える。

3　新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十四条に規定する職員で住所又は居所を離れて県の区域内に滞在することを要するものに対して支給する。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第三条　企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第十五条の二に次の一項を加える。

3　新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十四条に規定する職員で住所又は居所を離れて県の区域内に滞在することを要するものに対して支給する。

（病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第四条　病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第二十条に次の一項を加える。

3　新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十四条に規定する職員で住所又は居所を離れて県の区域内に滞在することを要するものに対して支給する。

（徳島県学校職員給与条例の一部改正）

第五条　徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第十五条の五第五項中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十四条に規定する職員で住所又は居所を離れて県の区域内に滞在することを要するものに対して支給する。

（徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正）

第六条　徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条の五第五項中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十四条に規定する職員で住所又は居所を離れて県の区域内に滞在することを要するものに対して支給する。

附　則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定され、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当が新設されたことに鑑み、関係条例について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二十八号

徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正について

徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県危機管理関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中百三十九の項から百四十二の項までを削り、百四十三の項を百三十九の項とし、百四十四の項から百五十五の項までを四項ずつ繰り上げる。

別表第二の七の項中「百五十三の項」を「百四十九の項」に改める。

附　則

1　この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

2　この条例の施行の際現に申請がなされている製菓衛生師の免許並びに免許証の書換え交付及び再交付に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

製菓衛生師法に基づく製菓衛生師の試験及び免許に係る事務を関西広域連合が処理することとされたことに伴い、製菓衛生師免許等に係る手数料を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二十九号

徳島県ふぐの処理等に関する条例の制定について

徳島県ふぐの処理等に関する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

徳島県ふぐの処理等に関する条例

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　ふぐの販売等（第三条・第四条）
第三章　ふぐ処理師（第五条―第十五条）
第四章　ふぐ処理業（第十六条―第二十七条）
第五章　ふぐ卸売業（第二十八条―第三十一条）
第六章　雑則（第三十二条―第三十五条）
第七章　罰則（第三十六条―第三十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、ふぐの処理等について必要な規制を行うことにより、ふぐの毒に起因する食中毒の発生を防止し、もって県民の健康の保護に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　食用のふぐ　食用に供することができるふぐとして規則で定めるものをいう。

二　処理　ふぐの肝臓、卵巣その他の人の健康を損なうおそれがある部位として規則で定めるもの（以下「有毒部位」という。）を除去すること又は有毒部位の毒性を人の健康を損なうことのないように除去すること（以下「有毒部位の毒性の除去」という。）をいう。

三　ふぐ処理師　業として食用のふぐの処理に従事する者として第五条第一項の免許を受けた者をいう。

四　ふぐ処理業　業として食用のふぐの処理を行うことをいう。

五　ふぐ処理業者　ふぐ処理業を行う者として第十六条第一項の登録を受けた者をいう。

六　ふぐ処理施設　ふぐ処理業者が業として食用のふぐの処理を行う施設をいう。

七　ふぐ卸売業者　食用のふぐ（処理を行ったものを除く。第二十八条並びに附則第十項及び第十一項において同じ。）の卸売を業として行う者として同条の規定による届出を行った者をいう。

第二章　ふぐの販売等

（ふぐの販売等の規制）

第三条　ふぐは、処理を行った食用のふぐでなければ、食用として販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）をし、又は販売の用に供する食品として加工若しくは調理をしてはならない。ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りでない。

一　ふぐ処理業者に食用として販売をする場合

二　ふぐ卸売業者に食用として販売をする場合

（食用のふぐの処理の従事制限）

第四条　ふぐ処理師（第十五条第二項の規定により免許の効力を停止され、その停止の期間が経過しない者を除く。以下この条、第八条第一号、第十六条第二項第二号、第二十四条第一項及び第二十六条第一項第三号において同じ。）以外の者は、業として食用のふぐの処理に従事してはならない。ただし、ふぐ処理施設において、ふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けて業として食用のふぐの処理を行う者については、この限りでない。

第三章　ふぐ処理師

（ふぐ処理師免許）

第五条　ふぐ処理師になろうとする者は、知事の免許（第十五条第一項第二号を除き、以下「免許」という。）を受けなければならない。

2　知事は、第九条の規定により免許を与えない場合を除き、次の各号のいずれにも該当する者に対し、その申請に基づいて免許を与える。

一　知事が定める講習を受けた者

二　次のいずれかに該当する者

イ　第七条に規定するふぐ処理師試験に合格した者

ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者として規則で定める者

3　免許の有効期間は、五年とする。

（免許の申請）

第六条　免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一　氏名、住所及び生年月日

二　前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2　前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

（ふぐ処理師試験）

第七条　ふぐ処理師試験は、ふぐの毒に起因する食中毒の発生を防止するためにふぐ処理師として必要な知識及び技能について、知事が毎年一回以上実施する。

（受験資格）

第八条　ふぐ処理師試験は、調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第二条に規定する調理師であって、次の各号のいずれかに該当するものでなければ受けることができない。

一　ふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けて業として食用のふぐの処理に二年以上従事した者

二　前号に掲げる者と同等以上の経験を有する者として規則で定める者

（免許を与えない場合）

第九条　知事は、次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えない。

一　第十五条第一項又は第二項の規定により免許を取り消され、その処分のあった日から起算して一年を経過しない者

二　この条例又はこの条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して一年を経過しない者

三　成年被後見人

四　麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者

五　視力が不十分で眼鏡等を用いて補正しても食用のふぐの処理ができない者

（免許の更新）

第十条　第五条第三項の免許の有効期間の満了後引き続き業として食用のふぐの処理に従事しようとする者は、免許の更新を受けなければならない。

2　前項の免許の更新を受けようとする者は、従前の免許の有効期間内であって当該免許の更新の申請をするまでの間に知事が定める講習を受けなければならない。

3　第六条及び前条（第一号を除く。）の規定は、第一項の免許の更新について準用する。

4　第一項の免許の更新の申請があった場合において、同項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の免許は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5　前項の場合において、免許の更新がなされたときは、その免許の有効期間は、従前の免許の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（免許証の交付）

第十一条　知事は、免許を与えたときは、氏名等を記載したふぐ処理師免許証（以下「免許証」という。）を当該ふぐ処理師に交付する。

（免許証の書換え交付及び再交付）

第十二条　ふぐ処理師は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに、その免許証を添えて、知事にその書換え交付を申請しなければならない。

2　ふぐ処理師は、免許証を亡失し、又は毀損したときは、規則で定めるところにより、速やかに、知事に免許証の再交付を申請しなければならない。

3　免許証を毀損したふぐ処理師が前項の規定による申請をする場合には、申請書にその免許証を添付しなければならない。

4　ふぐ処理師は、免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、速やかに、これを知事に返納しなければならない。

（ふぐ処理師の死亡等による免許証の返納）

第十三条　ふぐ処理師が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、同居の親族その他の同居者は、速やかに、当該ふぐ処理師の免許証を知事に返納しなければならない。

（ふぐ処理師の遵守事項）

第十四条　ふぐ処理師は、業として食用のふぐの処理に従事するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一　ふぐ処理施設以外の場所で、食用のふぐの処理に従事しないこと。

二　食用のふぐの有毒部位の除去、保管及び廃棄を行うときは、規則で定める方法により行うこと。

三　食用のふぐの有毒部位の毒性の除去を行うときは、その方法その他の規則で定める事項について帳簿、書類その他の記録を作成すること。

2　ふぐ処理師は、免許証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3　ふぐ処理師は、業として食用のふぐの処理に従事するときは、免許証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

（免許の取消し等）

第十五条　知事は、ふぐ処理師が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該ふぐ処理師の免許を取り消すものとする。

一　詐欺その他不正な手段により免許を受けた場合

二　調理師法第六条の規定により調理師の免許を取り消された場合

三　第五条第二項第二号ロに規定する者に該当しなくなった場合

四　第九条第二号から第五号までに規定する者に該当するに至った場合

2　知事は、ふぐ処理師が前条第一項又は第二項の規定に違反したときは、当該免許を取り消し、又は期間を定めて当該免許の効力を停止することができる。

3　ふぐ処理師は、前二項の規定により免許を取り消されたときは、当該処分があったことを知った日から起算して五日以内に、免許証を知事に返納しなければならない。

第四章　ふぐ処理業

（ふぐ処理業の登録）

第十六条　ふぐ処理業を行おうとする者は、ふぐ処理施設ごとに知事の登録（以下「登録」という。）を受けなければならない。

2　知事は、第十八条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる基準に適合している場合に登録を行う。

一　当該ふぐ処理業を行おうとする者が、食用のふぐの処理を伴う食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十一条に規定する営業について同法第五十二条第一項に規定する営業の許可を受けていること。

二　当該申請に係るふぐ処理施設に専任のふぐ処理師が置かれていること。

三　当該申請に係るふぐ処理施設が、ふぐの毒に起因する食中毒の発生を防止するために必要な基準であって、規則で定めるものに適合していること。

3　登録の有効期間は、当該登録の日において現に受けている前項第一号の営業の許可の有効期間と同一の期間とする。

（登録の申請）

第十七条　登録を受けようとする者は、ふぐ処理施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　ふぐ処理施設の名称及び所在地

三　ふぐ処理業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者の氏名）

四　専任のふぐ処理師の氏名

五　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2　前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

3　知事は、登録を行うときは、次に掲げる事項をふぐ処理業登録簿に登録しなければならない。

一　第一項各号に掲げる事項

二　登録の年月日、番号及び有効期間

（登録を拒否できる場合）

第十八条　知事は、登録を申請した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第一項の申請書若しくは同条第二項に規定する添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否することができる。

一　第二十六条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から起算して一年を経過しない者

二　ふぐ処理業者で法人であるものが第二十六条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内に当該ふぐ処理業者の役員であった者で当該処分のあった日から起算して一年を経過しないもの

三　この条例又はこの条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して一年を経過しない者

四　ふぐ処理業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前三号又は次号のいずれかに該当するもの

五　法人で、その役員のうちに第一号から第三号までのいずれかに該当する者があるもの

（登録の更新）

第十九条　第十六条第三項の登録の有効期間の満了後引き続きふぐ処理業を行おうとする者は、登録の更新を受けなければならない。

2　第十六条第二項、第十七条及び前条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

3　第一項の登録の更新の申請があった場合において、同項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

4　第一項の登録の更新を受けた登録の有効期間についての第十六条第三項の規定の適用については、同項中「当該登録の日」とあるのは、「第十九条第一項の登録の更新の日」とする。

（登録証の交付及び掲示）

第二十条　知事は、登録をしたときは、第十七条第一項第一号から第三号まで及び第三項第二号に掲げる事項を記載したふぐ処理業登録証（以下「登録証」という。）を当該ふぐ処理業者に交付する。

2　ふぐ処理業者は、登録証をふぐ処理施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

（登録証の書換え交付及び再交付）

第二十一条　ふぐ処理業者は、登録証の記載事項（ふぐ処理施設の所在地を除く。）に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに、その登録証を添えて、知事にその書換え交付を申請しなければならない。

2　ふぐ処理業者は、登録証を亡失し、又は毀損したときは、規則で定めるところにより、速やかに、知事に登録証の再交付を申請しなければならない。

3　登録証を毀損したふぐ処理業者が前項の規定による申請をする場合には、申請書にその登録証を添付しなければならない。

4　ふぐ処理業者は、登録証の再交付を受けた後、亡失した登録証を発見したときは、速やかに、これを知事に返納しなければならない。

（変更の届出）

第二十二条　ふぐ処理業者は、第十七条第一項第四号又は第五号に掲げる事項に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

（廃業等の届出）

第二十三条　次の各号のいずれかに該当することとなった場合（第二十七条第一項の規定によりふぐ処理業者の地位を承継する場合を除く。）は、当該各号に定める者は、当該該当することとなった日から十日以内に知事にその旨を届け出るとともに登録証を返納しなければならない。

一　ふぐ処理業者が死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合　同居の親族その他の同居者

二　ふぐ処理業者が法人であって、その法人が合併により消滅した場合　その法人を代表する役員であった者

三　ふぐ処理業者について破産手続開始の決定があった場合　その破産管財人

四　ふぐ処理業者が法人であって、その法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合　その清算人

五　ふぐ処理業を廃止した場合　ふぐ処理業者であった個人又はふぐ処理業者であった法人を代表する役員

（ふぐ処理業者の遵守事項）

第二十四条　ふぐ処理業者は、ふぐ処理施設において、ふぐ処理師に業として食用のふぐの処理を行わせなければならない。ただし、当該ふぐ処理施設において、ふぐ処理師以外の者にふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けて業として食用のふぐの処理を行わせる場合は、この限りでない。

2　ふぐ処理業者は、有毒部位の毒性の除去を行った食用のふぐの有毒部位について食用として販売をし、又は販売の用に供する食品として加工若しくは調理をする前に、規則で定めるところにより、当該有毒部位の毒性について検査を行い、当該有毒部位の毒性が規則で定める基準に適合していることを確認しなければならない。

3　ふぐ処理業者は、前項の検査の結果について記録を作成し、当該検査を行った日から起算して二年間保存しなければならない。

4　ふぐ処理業者は、第十四条第一項第三号の規定により作成された帳簿、書類その他の記録を、その最後の記載をした日から起算して二年間保存しなければ

ならない。

5　ふぐ処理業者は、登録証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（措置命令）

第二十五条　知事は、ふぐ処理業者の登録に係るふぐ処理施設が第十六条第二項第三号の基準に適合しないと認めるときは、当該ふぐ処理業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第二十六条　知事は、ふぐ処理業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すものとする。

一　詐欺その他不正な手段により登録を受けた場合

二　第二十四条第一項、第二項又は第五項の規定に違反した場合

三　第三項第一号又は第二号に該当することにより、当該ふぐ処理施設において業務を禁止され、又は業務の停止を命ぜられた日から起算して三年を経過しても専任のふぐ処理師が置かれない場合

四　第三項第四号に該当することにより、当該ふぐ処理施設において業務を禁止され、又は業務の停止を命ぜられた日から起算して一月を経過しても第十六条第二項第三号の基準に適合しない場合

2　ふぐ処理業者は、前項の規定により登録を取り消されたときは、当該処分があったことを知った日から起算して五日以内に、登録証を知事に返納しなければならない。

3　知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該ふぐ処理施設における食用のふぐの処理に係る業務を禁止し、又は期間を定めて当該業務の停止を命ずることができる。

一　当該ふぐ処理施設に置かれた全ての専任のふぐ処理師について第十三条の規定により免許証が返納された場合

二　当該ふぐ処理施設に置かれた全ての専任のふぐ処理師について第十五条第一項又は第二項の規定により免許が取り消された場合

三　当該ふぐ処理施設に置かれた全ての専任のふぐ処理師について第十五条第二項の規定により免許の効力が停止された場合

四　当該ふぐ処理施設が第十六条第二項第三号の基準に適合しなくなった場合

五　当該ふぐ処理施設において食用のふぐの処理の業務に従事する者が第三条又は第三十二条の規定に違反した場合

（地位の承継）

第二十七条　ふぐ処理業者について相続、合併又は分割（当該ふぐ処理業を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該ふぐ処理業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又

は分割により当該ふぐ処理業を承継した法人は、ふぐ処理業者の地位を承継する。

2　前項の規定によりふぐ処理業者の地位を承継した者は、速やかに、その事実を証する書面及び従前の登録証を添えて、登録証の交付を知事に申請しなければならない。

3　知事は、前項の規定による申請があったときは、登録証を交付するものとする。

第五章　ふぐ卸売業

（ふぐ卸売業の届出）

第二十八条　食品衛生法第五十二条第一項の許可を受けて魚介類販売業又は魚介類せり売営業を営む者のうち、食用のふぐの卸売を業として行おうとする者は、その卸売の用に供する施設（以下「ふぐ卸売施設」という。）ごとに、規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

（届出済証）

第二十九条　知事は、前条の規定による届出があったときは、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載したふぐ卸売業届出済証（以下「届出済証」という。）を当該ふぐ卸売業者に交付する。

2　ふぐ卸売業者は、届出済証をふぐ卸売施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

（変更の届出等）

第三十条　ふぐ卸売業者は、届出済証の記載事項に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに、その届出済証を添えて、知事に届け出なければならない。

2　ふぐ卸売業者は、届出済証を亡失し、又は毀損したときは、規則で定めるところにより、速やかに、知事にその旨を届け出なければならない。

3　届出済証を毀損したふぐ卸売業者が前項の規定による届出をする場合には、届出書にその届出済証を添付しなければならない。

4　前条第一項の規定は、第一項又は第二項の規定による届出があった場合に準用する。

5　ふぐ卸売業者は、前項において準用する前条第一項の規定により届出済証の交付を受けた後、亡失した届出済証を発見したときは、速やかに、これを知事に返納しなければならない。

（廃業等の届出）

第三十一条　第二十三条の規定は、ふぐ卸売業者について準用する。

第六章　雑則

（加工製品の表示）

第三十二条　加工製品（処理を終えた食用のふぐであって、容器包装に入れられたものをいう。）を販売しようとする者は、食用のふぐの種類その他の規則で

定める事項を容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装）を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装又は当該包装の見やすい箇所に表示しなければならない。

（立入検査等）

第三十三条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、ふぐ処理師、ふぐ処理業者、ふぐ卸売業者その他の関係者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は食品衛生監視員（食品衛生法第三十条第一項に規定する食品衛生監視員をいう。次項において同じ。）に、当該業務に関する施設に立ち入り、当該業務の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査又は質問をする食品衛生監視員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（手数料）

第三十四条　次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

一　免許を受けようとする者　一件につき三千円

二　第五条第二項第一号の講習を受けようとする者　一件につき三千円

三　第七条のふぐ処理師試験を受けようとする者　一件につき一万五千円

四　第十条第一項の免許の更新を受けようとする者　一件につき三千円

五　第十条第二項の講習を受けようとする者　一件につき三千円

六　第十二条第一項の規定による免許証の書換え交付を受けようとする者及び同条第二項の規定による免許証の再交付を受けようとする者　一件につき三千円

七　登録を受けようとする者　一件につき六千円

八　第十九条第一項の登録の更新を受けようとする者　一件につき五千四百円

九　第二十一条第一項の規定による登録証の書換え交付を受けようとする者及び同条第二項の規定による登録証の再交付を受けようとする者　一件につき三千円

（委任）

第三十五条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第七章　罰則

第三十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第四条の規定に違反した者

二　偽りその他不正の手段により免許又は第十条第一項の免許の更新を受けた者

三　登録を受けないでふぐ処理業を行った者

四　偽りその他不正の手段により登録又は第十九条第一項の登録の更新を受けた者

五　第二十四条第一項の規定に違反した者

六　第二十六条第三項の規定による命令に違反した者

第三十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第三条の規定に違反した者

二　第十四条第一項（第三号を除く。）又は第二項の規定に違反した者

三　第二十四条第二項の規定に違反した者

四　第二十五条の規定による命令に違反した者

第三十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第二十条第二項の規定に違反した者

二　第二十四条第三項又は第四項の規定に違反した者

三　第二十八条の規定に違反した者

四　第三十二条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

五　第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十九条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成二十五年六月一日から施行する。

（ふぐ処理師に関する経過措置）

2　この条例の施行の際現に業として食用のふぐの処理に従事している者であって当該処理に関し必要な知識及び技能を有する者として知事が認めるもの（以下「ふぐ処理者」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を経過する日（その日前に第九条の規定により免許を与えないこととされたときは、当該処分のあった日。附則第四項において「期限日」という。）までの間は、第四条の規定にかかわらず、免許を受けなくても、引き続き業として食用のふぐの処理に従事することができる。当該ふぐ処理者が施行日から起算して五年を経過する日までの間に第六条第一項の規定による免許の申請をした場合において、同日までにその申請に対する処分がなされないときは、その処分がなされるまでの間も、同様とする。

3　前項の規定によりふぐ処理者が引き続き業として食用のふぐの処理に従事する場合においては、当該ふぐ処理者をふぐ処理師とみなして、第四条、第十四条第一項、第十五条第一項（第一号を除く。）及び第二項、第十六条第二項第二号（第十九条第二項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項第四号、第二十四条第一項、第二十六条第一項第三号及び第三項第二号並びに第三十三条第一項の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、第四条中「第十五条第二項の規定により免許の効力を停止され、その停止」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えて適用される第十五条第一項又は第二項の規定により業として食用のふぐの処理に従事することを禁止され、その禁止」と、「以下この条、第八条第一号」とあるのは「以下この条」と、第十五条第一項中「当該ふぐ処理師の免許を取り消す」とあり、及び同条第二項中「当該免許を取り消し、又は期間を定めて当該免許の効力を停止する」とあるのは「業として食用のふぐの処理に従事することを禁止する」と、同項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「前条第一項」と、第二十六条第三項第二号中「第十五条第一項又は第二項の規定により免許が取り消された」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えて適用される第十五条第一項（第一号を除く。）又は第二項の規定により業として食用のふぐの処理に従事することを禁止された」とする。

4　附則第二項の規定により引き続き業として食用のふぐの処理に従事しているふぐ処理者が知事が定める講習を受けたときは、期限日までの間に限り、当該ふぐ処理者を、第五条第二項各号のいずれにも該当する者とみなす。

5　第八条第一号の規定の適用については、施行日前にふぐ処理者以外の者がふぐ処理者の立会いの下にその指示を受けて業として食用のふぐの処理に従事した期間は、施行日以後にふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けて業として食用のふぐの処理に従事した期間とみなす。

6　第九条第一号の規定の適用については、附則第三項の規定により読み替えて適用される第十五条第一項（第一号を除く。）又は第二項の規定による禁止の処分は、第九条第一号に規定する免許の取消しの処分とみなす。

（ふぐ処理業に関する経過措置）

7　この条例の施行の際現に業として食用のふぐの処理を行う施設であって第十六条第二項第二号及び第三号の基準に適合するものにおいて同項第一号に規定する営業の許可を受けてふぐ処理業を行っている者（以下「ふぐ営業者」という。）は、施行日から起算して五年を経過する日（その日前に第十八条の規定により登録を拒否されたときは、当該処分のあった日）までの間は、第十六条第一項の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続きふぐ処理業を行うことができる。当該ふぐ営業者が施行日から起算して五年を経過する日までの間に第十七条第一項の規定による登録の申請をした場合において、同日までに

その申請に対する処分がなされないときは、その処分がなされるまでの間も、同様とする。

8　前項の規定によりふぐ営業者が引き続きふぐ処理業を行う場合においては、当該ふぐ営業者をふぐ処理業者とみなして、第三条、第二十四条第一項から第四項まで、第二十五条、第二十六条第一項（第一号を除く。）及び第三項並びに第三十三条第一項の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、第二十五条中「ふぐ処理業者の登録に係る」とあるのは「ふぐ処理業者の」と、第二十六条第一項中「登録を取り消す」とあるのは「ふぐ処理業を行うことを禁止する」とする。

9　第十八条第一号及び第二号の規定の適用については、前項の規定により読み替えて適用される第二十六条第一項の規定による禁止の処分は、第十八条第一号及び第二号に規定する登録の取消しの処分とみなす。

（ふぐ卸売業に関する経過措置）

10　この条例の施行の際現に食用のふぐの卸売を業として行っている者は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、第二十八条の規定にかかわらず、同条の規定による届出をしなくても、引き続き食用のふぐの卸売を業として行うことができる。

11　前項の規定により同項に規定する者が引き続き食用のふぐの卸売を業として行う場合においては、当該者をふぐ卸売業者とみなして、第三条及び第三十三条第一項の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

提案理由

ふぐの処理等について必要な規制を行うことにより、ふぐの毒に起因する食中毒の発生を防止し、もって県民の健康の保護に資する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十号

徳島県消費者行政活性化基金条例の一部改正について

徳島県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

徳島県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

徳島県消費者行政活性化基金条例（平成二十一年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

消費生活相談の窓口の機能の強化を図る事業その他の消費者行政の活性化を図るために実施する事業を引き続き計画的に推進するため、徳島県消費者行政活性化基金の設置の期間を延長する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十一号

徳島県情報公開条例の一部改正について

徳島県情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

徳島県情報公開条例の一部を改正する条例

徳島県情報公開条例（平成十三年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「病院事業管理者」の下に「並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を、「徳島県土地開発公社」の下に「（以下「公社」という。）」を加え、同条第二項中「徳島県住宅供給公社及び徳島県土地開発公社（以下「公社」という。）にあっては」を「県が設立した地方独立行政法人及び公社にあっては、」に改める。

第八条第一号ハ中「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削り、同条第六号中「機関」の下に「並びに県が設立した地方独立行政法人」を加える。

第十六条第四項中「県の機関」の下に「並びに県が設立した地方独立行政法人」を加える。

第二十条の二（見出しを含む。）中「公社」を「県が設立した地方独立行政法人又は公社」に改める。

附　則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

提案理由

地方独立行政法人徳島県鳴門病院が設立されることに鑑み、本県の情報公開制度の更なる充実を図り、もって県民参加による公正で開かれた県政の推進に資するため、実施機関に県が設立した地方独立行政法人を追加する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十二号

徳島県個人情報保護条例の一部改正について

徳島県個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

徳島県個人情報保護条例の一部を改正する条例

徳島県個人情報保護条例（平成十四年徳島県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十二条・」を「第四十一条の二―」に改める。

第一条中「機関」の下に「及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を加える。

第二条第一号中「病院事業管理者」の下に「並びに県が設立した地方独立行政法人」を加え、同条第三号中「が職務上」を「（県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上」に改め、同条第五号中「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削る。

第五条第四項第一号中「県」の下に「又は県が設立した地方独立行政法人」を加える。

第七条第六号中「又は」の下に「県が設立した地方独立行政法人以外の」を加える。

第二章第三節中第四十二条の前に次の一条を加える。

（県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て）

第四十一条の二　県が設立した地方独立行政法人が行った開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該県が設立した地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）に基づく異議申立てをすることができる。

第四十二条中「（昭和三十七年法律第百六十号）」を削る。

附　則

1　この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定により社団法人全国社会保険協会連合会に対してなされた請求その他の行為で施行日以後においては地方独立行政法人徳島県鳴門病院が処理することとなる事務に係るものは、改正後の徳島県個人情報保護条例の相当規定により同法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

提案理由

地方独立行政法人徳島県鳴門病院が設立されることに鑑み、本県の個人情報保護制度の更なる充実を図り、もって個人の権利利益の保護に資するため、実施機関に県が設立した地方独立行政法人を追加する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十三号

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号8中「条例第三十四条において準用する条例第七条第二項」を「同条第二項」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同項第九号中「掲げるもの」の下に「（市町村以外の者に係るものに限る。）」を加え、同号1から5までの規定中「（市町村以外の者が行うものに限る。）」を削り、同号を同項第八号とし、同項中第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同項第十二号中「に基づく事務のうち、同条例」を削り、同号を同項第十一号とし、同項第十三号中「に基づく事務のうち、同法」を削り、同号を同項第十二号とし、同項第十四号を削り、同項第十五号中「に基づく事務のうち、同法」を削り、同号を同項第十三号とし、同項中第十六号を第十四号とし、第十七号を第十五号とし、同条第二項の表七十の項中「三好市」を「美馬市　三好市」に改め、同項を同表八十の項とし、同表中六十九の項を七十九の項とし、六十八の項を七十八の項とし、同表六十七の項8中「条例第四十八条第一項において準用する条例第七条第二項」を「同条第二項」に改め、同項を同表七十七の項とし、同表六十六の項中「六十八の項」を「七十八の項」に改め、同項を同表七十六の項とし、同表中六十五の項を七十五の項とし、六十四の項を七十四の項とし、同項の前に次のように加える。

七十二　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの　藍住町

1　法第百九十一条第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による土地の立入りの許可

2　法第百九十二条第一項の規定による土地の試掘等の許可及び所有者等に対する意見を述べる機会の付与

3　法第百九十七条第一項の規定による防災街区整備事業の施行地区内における建築行為等の許可、同条第

二項の規定による施行者の意見の聴取、同条第三項の規定による条件の付加、同条第四項の規定による違反者等に対する原状回復等の命令、同条第五項の規定による原状回復等の代執行及び原状回復等をすべき旨等の公告、同条第七項の規定による土地の形質の変更等の承認並びに同条第八項の規定による施行者の意見の聴取

4　法第二百八十三条第一項の規定による防災都市計画施設の区域内における建築の許可並びに同条第三項において準用する都市計画法第五十二条の二第二項の規定による国の機関との協議、同法第七十九条の規定による条件の付加、同法第八十一条第一項の規定による監督処分、同条第二項の規定による措置の代執行及び措置を行うべき旨等の公告並びに同条第三項の規定による公示並びに同法第八十二条第一項の規定による立入検査

七十三　マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

1　法第九条第一項、第三項又は第六項の規定による組合の設立の認可

2　法第十一条第一項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の縦覧の指示（法第十一条第五項の規定の適用を受ける場合を含む。）、同条第二項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理（法第十一条第五項の規定の適用を受ける場合を含む。）並びに同条第三項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の修正の命令及び意見書を提出した者への通知（法第十一条第五項の規定の適用を受ける場合を含む。）

3　法第十四条第一項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による組合の設立の認可の公告及び施行マンションの名称等を表示する図書の送付

4　法第二十四条第三項第三号の規定による報告の受理

5　法第二十五条第一項の規定による理事長の氏名等の届出の受理及び同条第二項の規定による理事長の氏名等の公告

6　法第三十四条第一項の規定による定款又は事業計画の変更の認可

7　法第三十八条第四項の規定による組合の解散の認可及び同条第六項の規定による組合の設立の認可の取消し又は組合の解散の認可の公告

8　法第四十一条の二第三項の規定による裁判所に対する意見の陳述又は調査の受託及び同条第四項の規定

藍住町

による裁判所に対する意見の陳述

9　法第四十二条の規定による決算報告書の承認

10　法第四十五条第一項の規定による個人が施行するマンション建替事業の施行の認可

11　法第四十九条第一項（法第五十条第二項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定によるマンション建替事業の施行の認可の公告及び施行マンションの名称等を表示する図書の送付

12　法第五十条第一項の規定による規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可

13　法第五十一条第三項後段の規定による施行者の変動による規約の認可、同条第六項の規定による施行者の変動の届出の受理及び同条第七項の規定による施行者の変動による規約の認可又は施行者の変動の届出に係る公告

14　法第五十三条第一項の規定による審査委員の選任の承認

15　法第五十四条第一項の規定によるマンション建替事業の廃止又は終了の認可

16　法第五十七条第一項後段（法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による権利変換計画の認可

17　法第九十四条第一項又は第三項の規定による管理規約の認可

18　法第九十七条第二項の規定による措置命令

19　法第九十八条第一項又は第二項の規定による組合の事業等の状況の検査、同条第三項の規定による組合のした処分の取消し等の命令、同条第四項の規定による組合の設立の認可の取消し、同条第五項の規定による総会等の招集、同条第六項の規定による理事等の解任の投票の実施及び同条第七項の規定による議決等の取消し

20　法第九十九条第一項の規定による個人施行者の事業等の状況の検査及び個人施行者のした処分の取消し等の命令、同条第二項の規定によるマンション建替事業の施行の認可の取消し並びに同条第三項の規定によるマンション建替事業の施行の認可の取消しの公告

第二条第二項の表六十三の項を削り、同表六十二の項中「という。）」の下に「及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号。以下この項において「省令」という。）」を加え、同項に次のように加える。

7　省令第一条第三号の規定による入居者等の所得金額の認定（地方公共団体が建設する賃貸住宅に係るものを除く。）

8　省令第四条第二項の規定による賃貸住宅の戸数の特例の認定

9　省令第七条第三号の規定による賃貸住宅に入居させることが適当である者の認定及び同条第四号の規定による賃貸住宅に入居させることが適当である者の基準の設定

10　省令第九条第二項の規定による入居者の募集方法の決定

11　省令第十一条の規定による入居者の選定の特例の基準及び戸数の設定

12　省令第十五条第一号の規定による賃貸住宅の管理者の基準の設定

13　省令第十六条の規定による賃貸住宅の管理期間の特例の設定

第二条第二項の表中六十二の項を七十一の項とし、六十一の項を七十の項とし、六十の項を六十九の項とし、五十九の項を六十八の項とし、同項の前に次のように加える。

六十六　都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

1　法第八条第一項の規定による緑地保全地域における行為の届出の受理、同条第二項の規定による緑地保全地域における行為の禁止若しくは制限又は措置命令、同条第四項の規定による期間の延長及び届出者への通知、同条第六項の規定による期間の短縮、同条第七項の規定による通知の受理並びに同条第八項の規定による措置についての協議

2　法第九条第一項（法第十五条において準用する場合を含む。）の規定による原状回復等の命令並びに法第九条第二項（法第十五条において準用する場合を含む。）の規定による原状回復等の代執行及び原状回復等を行うべき旨等の公告

3　法第十条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による損失の補償並びに法第十条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）において準用する法第七条第五項の規定による損失を受けた者との協議及び同条第六項の規定による裁決の申請

4　法第十一条第一項（法第十九条において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収及び法第十一条第二項（法第十九条において準用する場合を含む。）の規定による立入検査等

5　法第十四条第一項の規定による特別緑地保全地区における行為の許可、同条第三項の規定による条件の付加、同条第四項の規定による通知の受理、同条第五項及び第六項の規定による届出の受理、同条第七項

藍住町

の規定による助言又は勧告並びに同条第八項の規定による国の機関又は地方公共団体との協議 6　法第十七条第一項の規定による特別緑地保全地区内の土地の買入れ及び同条第二項の規定による土地の買入れの相手方の決定		
六十七　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1　法第二十一条第一項の規定による拠点整備促進区域内における建築行為等の許可、同条第五項の規定による条件の付加、同条第六項の規定による原状回復等の命令並びに同条第七項の規定による原状回復等の代執行及び原状回復等をすべき旨等の公告 2　法第二十二条第一項の規定による土地の買取りの相手方として定めるべきことの申出の受理、同条第二項の規定による土地の買取りの相手方を定める旨の公告、同条第三項の規定による拠点整備促進区域内の土地の買取り、同条第四項の規定による土地を買い取る旨又は買い取らない旨の通知及び同条第五項の規定による通知の受理	藍住町	

第二条第二項の表五十八の項を削り、同表五十七の項中「及び次項」を削り、「という。）」の下に「、都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号。以下この項において「政令」という。）及び都市再開発法施行規則（昭和四十四年建設省令第五十四号。以下この項において「省令」という。）」を、「もの」の下に「（23、35、44及び45に掲げる事務にあっては、個人施行者、組合、再開発会社又は地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）」を加え、同項1中「よる」の下に「第一種市街地再開発事業の」を、「認可」の下に「及び同条第三項（法第七条の十六第二項、第十一条第四項、第三十八条第二項、第五十条の二第二項、第五十条の九第二項及び第五十条の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の意見の聴取」を加え、同項2中「（法」の下に「第七条の十六第二項及び」を、「よる」の下に「第一種市街地再開発事業の」を加え、同項5中「に係る」を「の」に改め、同項7を次のように改める。

7　法第十一条第一項又は第二項の規定による組合の設立の認可及び同条第三項の規定による事業計画の認可

第二条第二項の表五十七の項13中「個人施行者等に係る」を削り、同13を同項36とし、同36の前に次のように加える。

33　法第百二十五条第一項又は第二項の規定による組合の事業等の状況の検査、同条第三項の規定による組合のした処分の取消し等の命令、同条第四項の規定による組合の設立の認可の取消し、同条第五項の規定による総会等の招集、同条第六項の規定による理事等の解任の投票の実施及び同条第七項の規定による議決等の取消し

34　法第百二十五条の二第一項又は第二項の規定による再開発会社の事業等の状況の検査、同条第三項の規定による再開発会社のした処分の取消し等の命

令、同条第四項の規定による市街地再開発事業の施行の認可の取消し及び同条第五項の規定による市街地再開発事業の施行の認可の取消しの公告

35　法第百二十八条第一項の規定による審査請求に対する裁決

第二条第二項の表五十七の項12を削り、同項11中「事業等」を「個人施行者の事業等」に、「公告」を「第一種市街地再開発事業の施行の認可の取消しの公告」に改め、同11を同項32とし、同32の前に次のように加える。

24　法第九十九条の三第三項（法第九十九条の八第五項（法第百十八条の二十八第二項において準用する場合を含む。）及び同項において準用する場合を含む。）の規定による特定建築者の決定等の承認

25　法第百十二条の規定による事業代行の開始の決定

26　法第百十三条（法第百十八条の三十第二項において準用する場合を含む。）の規定による事業代行の開始の公告

27　法第百十四条（法第百十八条の三十第二項において準用する場合を含む。）の規定による事業代行

28　法第百十七条第一項（法第百十八条の三十第二項において準用する場合を含む。）の規定による事業代行の終了の公告及び通知の受理並びに法第百十七条第三項（法第百十八条の三十第二項において準用する場合を含む。）の規定による財産の処分等に関する計画の承認

29　法第百十八条の六第一項後段（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による管理処分計画の認可

30　法第百十八条の三十第一項の規定による事業代行の開始の決定

31　法第百二十四条第三項の規定による措置命令

第二条第二項の表五十七の項10中「第七十二条第一項」を「第七十二条第一項後段（同条第四項において準用する場合を含む。）」に改め、同10を同項23とし、同23の前に次のように加える。

14　法第四十八条の二第三項の規定による裁判所に対する意見の陳述又は調査の受託及び同条第四項の規定による裁判所に対する意見の陳述

15　法第四十九条の規定による決算報告書の承認

16　法第五十条の二第一項の規定による再開発会社が施行する市街地再開発事業の施行の認可

17　法第五十条の八第一項（法第五十条の九第二項、第五十条の十二第二項及び第五十条の十五第二項において準用する場合を含む。）の規定による市街地再開発事業の施行の認可等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付

18　法第五十条の九第一項の規定による規準又は事業計画の変更の認可

19　法第五十条の十二第一項の規定による再開発会社の合併若しくは分割又は市街地再開発事業の譲渡及び譲受の認可

20　法第五十条の十四第一項の規定による審査委員の選任の承認

21　法第五十条の十五第一項の規定による市街地再開発事業の終了の認可

22　法第五十八条第一項の規定による施行規程及び事業計画の認可及び変更の認可

第二条第二項の表五十七の項9中「認可」の下に「及び同条第六項の規定による組合の設立の認可の取消し又は組合の解散の認可の公告」を加え、同9を同項13とし、同項中8を12とし、7の次に次のように加える。

8　法第十六条第一項（法第三十八条第二項、第五十条の六、第五十条の九第二項並びに第五十八条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の縦覧の指示（法第十六条第五項の規定の適用を受ける場合を含む。）、同条第二項（法第三十八条第二項、第五十条の六、第五十条の九第二項並びに第五十八条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理（法第十六条第五項の規定の適用を受ける場合を含む。）並びに同条第三項（法第三十八条第二項、第五十条の六、第五十条の九第二項並びに第五十八条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の修正の命令及び意見書を提出した者への通知（法第十六条第五項の規定の適用を受ける場合を含む。）

9　法第十九条第一項（法第三十八条第二項並びに第五十八条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による組合の設立又は事業計画の認可の公告及び施行地区等を表示する図書の送付並びに法第十九条第二項（法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による組合の設立の認可の公告及び施行地区を表示する図書の送付

10　法第二十七条第四項第三号の規定による報告の受理及び同条第八項の規定による事業報告書等の受理

11　法第二十八条第一項の規定による理事長の氏名等の届出の受理及び同条第二項の規定による理事長の氏名等の公告

第二条第二項の表五十七の項に次のように加える。

37　政令第四条の二第三項（政令第二十二条の三において準用する場合を含む。）の規定による審査委員の解任の承認

38　政令第十八条第二項の規定による解任の投票の公告

39　政令第十八条第三項において準用する政令第十三条第四項の規定による権限を証する書面の受理、同条第八項の規定による投票の拒否、同条第九項の規定による立会人の意見の聴取、同条第十項の規定による投票の点検及び有効投票数の計算並びに同条第十一項の規定による投票の効力の決定

40　政令第十八条第三項において準用する政令第十四条第一項の規定による解任の投票の結果の公告

41　政令第十八条第三項において準用する政令第十五条第一項の規定による解任投票録の作成、次第の記載及び署名並びに同条第二項の規定による解任投票録の保存

42　政令第十八条第三項において準用する政令第十六条第一項の規定による異議の申出の受理、同条第二項の規定による異議に対する決定、文書の交付及び要旨の公告並びに同条第三項又は第四項の規定による解任の投票の無効の決定

43　政令第四十九条の規定による意見書の要旨の受理

44　政令第五十二条第二項の規定による認定

45　省令第三十九条第二項の規定による公告の内容等の掲示並びに同条第三項及び第五項の規定による公告の内容の掲示

第二条第二項の表五十七の項中「徳島市」を「徳島市　三好市」に改め、同項を同表六十五の項とし、同表五十六の項中「掲げるもの」の下に「（16から19まで及び21に掲げる事務にあっては、法第三章第一節の開発行為等の規制に関する事務に係るものに限る。）」を加え、同項3中「同条第十四号」の下に「（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同項5中「第三十五条第二項」の下に「（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同項6を次のように改める。

6　法第三十五条の二第一項の規定による開発行為の変更の許可、同条第二項の規定による変更の許可の申請の受理及び同条第三項の規定による軽微な変更の届出の受理

第二条第二項の表五十六の項10中「第四十一条第一項」の下に「（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第二項ただし書」を「法第四十一条第二項ただし書（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）」に改め、同項15中「第四十七条第一項」の下に「（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第二項」を「法第四十七条第二項」に改め、同項17中「（法第三章第一節の開発行為等の規制に関する事務に係るものに限る。）」を削り、同項18中「違反是正のための措置命令」を「監督処分」に、「及び」を「の代執行及び措置を行うべき旨等の」に改め、「（法第三章第一節の開発行為等の規制に関する事務に係るものに限る。）」を削り、同項19及び21中「（法第三章第一節の開発行為等の規制に関する事務に係るものに限る。）」を削り、同項を同表六十四の項とし、同表五十五の項1を次のように改める。

1　法第五十七条の三第一項において準用する法第五十二条の二第一項の規定による土地の形質の変更等の許可及び同条第二項の規定による国の機関との協議

第二条第二項の表五十五の項中5を6とし、4を5とし、同項3中「及び」を「の代執行及び措置を行うべき旨等の」に改め、同3を同項4とし、同項中2を3とし、1の次に次のように加える。

2　法第七十九条の規定による条件の付加（1に掲げる事務に係るものに限る。）

第二条第二項の表五十五の項を六十三の項とし、同表五十四の項1中「又は建築物の建築その他工作物の建設」を「等」に改め、「国が行う行為についての当該」を削り、同項中5を6とし、4を5とし、同項3中「及び」を「の代執行及び措置を行うべき旨等の」に改め、同3を同項4とし、同項中2を3とし、1の次に次のように加える。

2　法第七十九条の規定による条件の付加（1に掲げる事務に係るものに限る。）

第二条第二項の表中五十四の項を六十二の項とし、同表五十三の項中「五十六の項」を「六十四の項」に改め、同項中5を6とし、4を5とし、同項3中「及び」を「の代執行及び措置を行うべき旨等の」に改め、同3を同項4とし、同項中2を3とし、1の次に次のように加える。

2　法第七十九条の規定による条件の付加（1に掲げる事務に係るものに限る。）

第二条第二項の表中五十三の項を六十一の項とし、同項の前に次のように加える。

六十　法に基づく事務のうち、次に掲げるもの

1　法第五十九条第一項の規定による市町村が行う都市計画事業の認可、同条第四項の規定による国の機関、都道府県及び市町村以外の者が行う都市計画事業の認可、同条第五項の規定による関係地方公共団体の長の意見の聴取並びに同条第六項（法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による施設を管理する者等の意見の聴取

2　法第六十条第一項（法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理

3　法第六十条の二第二項の規定による認可の申請がなされなかった旨の公告

4　法第六十二条第一項（法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画事業の認可の告示及び図書の写しの送付

5　法第六十三条第一項の規定による事業計画の変更の認可

6　法第六十四条第一項の規定による地位の承継の承認

藍住町

第二条第二項の表中五十二の項を五十九の項とし、同表五十一の項中「五十六の項」を「六十四の項」に改め、同項中7を8とし、同項6中「及び」を「の代執行及び措置を行うべき旨等の」に改め、同6を同項7とし、同項中5を6とし、4の次に次のように加える。

5　法第七十九条の規定による条件の付加（1及び4に掲げる事務に係るものに限る。）

第二条第二項の表中五十一の項を五十八の項とし、同項の前に次のように加える。

五十六　宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下この項において「法」という。）及び宅地造成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

1　法第八条第一項の規定による宅地造成に関する工事の許可及び同条第三項（法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付加

2　法第十条第二項（法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申請者への通知

3　法第十一条（法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による国又は都道府県が行う宅地造成に関する工事の協議

藍住町

4　法第十二条第一項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更の許可及び同条第二項の規定による軽微な変更の届出の受理
5　法第十三条第一項の規定による工事完了の検査及び同条第二項の規定による検査済証の交付
6　法第十四条第一項の規定による工事等の許可の取消し、同条第二項の規定による工事の施行の停止等の命令、同条第三項の規定による宅地の使用の禁止若しくは制限又は措置命令並びに同条第五項（法第十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による必要な措置の代執行及び必要な措置をとるべき旨等の公告
7　法第十五条第一項の規定による宅地造成に関する工事の届出の受理、同条第二項の規定による擁壁等に関する工事等の届出の受理及び同条第三項の規定による宅地以外の土地の宅地への転用の届出の受理
8　法第十六条第二項の規定による宅地所有者等に対する必要な措置の勧告
9　法第十七条第一項の規定による宅地所有者等に対する工事の命令及び同条第二項の規定による不完全な工事等の行為者に対する工事の命令
10　法第十八条第一項の規定による宅地又は宅地造成に関する工事の立入検査
11　法第十九条の規定による宅地所有者等からの報告の徴収
12　省令第三十条の規定による法第八条第一項又は第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付

五十七　流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
1　法第五条第一項の規定による流通業務地区における施設の建設等の許可
2　法第六条第一項の規定による施設の移転等の命令並びに同条第二項の規定による施設の移転等の代執行及び施設の移転等を行うべき旨等の公告

藍住町

第二条第二項の表中五十の項を五十五の項とし、四十九の項を五十四の項とし、同項の前に次のように加える。

五十三　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（15から18まで及び22に掲げる事務にあっては、個人施行者又は組合が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）

藍住町

1　法第四条第一項の規定による土地区画整理事業の施行の認可
2　法第九条第三項（法第十条第三項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による施行の認可等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付
3　法第十条第一項の規定による規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可
4　法第十一条第四項後段の規定による規約の認可、同条第七項の規定による施行者の変動の届出の受理及び同条第八項の規定による規約の認可又は届出の受理に係る公告
5　法第十三条第一項の規定による土地区画整理事業の廃止又は終了の認可
6　法第十四条第一項又は第二項の規定による組合の設立の認可及び同条第三項の規定による事業計画の認可
7　法第二十条第一項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の縦覧の指示（法第二十条第五項の規定の適用を受ける場合を含む。）、同条第二項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理（法第二十条第五項の規定の適用を受ける場合を含む。）並びに同条第三項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の修正の命令及び意見書を提出した者への通知（法第二十条第五項の規定の適用を受ける場合を含む。）
8　法第二十一条第三項の規定による組合の設立又は事業計画の認可の公告及び施行地区等を表示する図書の送付並びに同条第四項の規定による組合の設立の認可の公告
9　法第二十八条第八項の規定による事業報告書等の受理
10　法第二十九条第一項の規定による理事の氏名等の届出の受理及び同条第二項の規定による理事の氏名等の公告
11　法第三十九条第一項の規定による定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可、同条第四項の規定による変更の認可の公告及び施行地区等を表示する図書の送付並びに同条第五項の規定による変更の認可の公告
12　法第四十五条第二項の規定による組合の解散の認可及び同条第五項の規定による組合の設立の認可の取消し又は組合の解散の認可の公告
13　法第四十八条の二第三項の規定による裁判所に対する意見の陳述又は調査の受託及び同条第四項の規定による裁判所に対する意見の陳述

14　法第四十九条の規定による決算報告書の承認
15　法第七十六条第一項の規定による施行地区内における土地の形質の変更等の許可、同条第二項の規定による施行者の意見の聴取、同条第三項の規定による条件の付加、同条第四項の規定による原状回復等の命令並びに同条第五項の規定による原状回復等の代執行及び原状回復等をすべき旨等の公告
16　法第八十六条第一項の規定による換地計画の認可
17　法第九十七条第一項の規定による換地計画の変更の認可
18　法第百三条第三項の規定による換地処分の届出の受理及び同条第四項後段の規定による公告
19　法第百二十四条第一項の規定による個人施行者の事業等の状況の検査及び施行者のした処分の取消し等の命令、同条第二項の規定による施行の認可の取消し並びに同条第三項の規定による公告
20　法第百二十五条第一項又は第二項の規定による組合の事業等の状況の検査、同条第三項の規定による組合のした処分の取消し等の命令、同条第四項の規定による組合の設立の認可の取消し、同条第五項の規定による総会等の招集、同条第六項の規定による理事等の解任の投票の実施及び同条第七項の規定による議決等の取消し
21　法第百二十七条の二第一項の規定による審査請求に対する裁決
22　法第百三十六条の規定による県農業会議及び土地改良区の意見の聴取

第二条第二項の表中四十八の項を五十二の項とし、四十七の項を五十一の項とし、同項の前に次のように加える。

五十　法に基づく事務のうち、次に掲げるもの
1　法第六十六条の規定による水流における工作物の使用等に関する協議の認可
2　法第六十六条において準用する法第五十条第二項の規定による土地の所有者等の意見の聴取、同条第三項の規定による意見の聴取に係る通知及び公示並びに同条第五項の規定による認可をした旨の通知及び市町村事務所への掲示
3　法第六十六条において準用する法第五十一条（法第六十六条において準用する法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による土地の使用権の設定又は収用に関する裁定
4　法第六十六条において準用する法第五十二条第一項（法第六十六条において準用する法第五十五条第二項及び第五十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による裁定の申請があった旨の公示及び

吉野川市　阿波市　美馬市　海陽町　藍住町　つるぎ町

通知 5　法第六十六条において準用する法第五十三条第二項（法第六十六条において準用する法第五十五条第四項及び第五十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による収用委員会の意見の聴取並びに法第六十六条において準用する法第五十三条第三項（法第六十六条において準用する法第五十五条第四項及び第五十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による裁定をした旨の通知及び公示 6　法第六十六条において準用する法第五十七条の規定による協議が調った場合の届出の受理 7　法第六十六条において準用する法第五十八条第五項ただし書の規定による土地の形質の変更等の承認 8　法第六十六条において準用する法第五十九条第二項の規定による損失補償に関する裁定	

第二条第二項の表四十六の項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同項1中「（法第六十六条において準用する場合を含む。）」を削り、「法第五十条第三項」を「同条第三項」に、「法第五十条第五項」を「同条第五項」に改め、同項2中「（法第六十六条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び同条」を削り、同項3中「、第五十九条第二項（法第六十六条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び同条」を「及び第五十九条第二項」に改め、同項4中「（法第六十六条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、法」を「及び」に改め、「及び第六十六条」を削り、「、第五十九条第二項」を「及び第五十九条第二項」に改め、同項5及び6中「（法第六十六条において準用する場合を含む。）」を削り、同項中8を削り、「美馬市」を「阿波市　美馬市　海陽町　藍住町」に改め、同項を同表四十九の項とし、同表中四十五の項を四十八の項とし、四十四の項を四十七の項とし、四十三の項を四十六の項とし、同表四十二の項中「鳴門市」を「鳴門市　小松島市　吉野川市　阿波市」に、「牟岐町」を「牟岐町　北島町」に改め、同項を同表四十五の項とし、同表四十一の項2及び6中「聴取」を「受理」に改め、同項中「吉野川市」を「吉野川市　阿波市」に改め、同項を同表四十四の項とし、同表中四十の項を四十三の項とし、三十九の項を四十二の項とし、同表三十八の項中「那賀町」を「那賀町　藍住町」に改め、同項を同表四十一の項とし、同表三十七の項中「那賀町」を「那賀町　藍住町」に改め、同項を同表四十の項とし、同表三十六の項中「北島町」を「北島町　藍住町」に改め、同項を同表三十九の項とし、同表中三十五の項を三十八の項とし、同表三十四の項中「那賀町」を「那賀町　藍住町」に改め、同項を同表三十七の項とし、同表中三十三の項を三十六の項とし、三十二の項を三十五の項とし、三十一の項を三十四の項とし、同表三十の項4中「の規定において」を「において」に改め、同項を同表三十三の項とし、同表二十九の項中「美波町」を「美波町　海陽町」に改め、同項を同表三十二の項とし、同表中二十八の項を三十一の項とし、二十七の項を三十の項とし、同表二十六の項中「及び省令」の下に「並びに条例」を加え、同項を同表二十九の項とし、同表二十五の項1中「第三十四条の十一第一項」を「第三十四条の十二第一項」に改め、同項2中「第三十四条の十三第一項」を「第三十四条の十四第一項」に改め、同項を同表二十八の項とし、同表二十四の項中「二十六の項」を「二十九の項」に、「二十七の項」を「三十の項」に改め、「「省令」という。）」の下に「並びに児童福祉法施行条例（平成十二年徳島県条例第十九号。二十九の項において「条例」という。）」を加え、同項1中「第三十四条の十一第一項」を「第三十四条の十二第一項」に改め、同項2中「第三十四条の

十三第一項」を「第三十四条の十四第一項」に改め、同項を同表二十七の項とし、同表中二十三の項を二十六の項とし、十八の項から二十二の項までを三項ずつ繰り下げ、同表十七の項中「二十の項、二十一の項、二十四の項及び二十五の項」を「二十三の項、二十四の項、二十七の項及び二十八の項」に、「市町村」を「町村」に、「徳島市　鳴門市　小松島市　阿南市　吉野川市　阿波市　美馬市　三好市　勝浦町」を「勝浦町」に改め、同項を同表二十の項とし、同項の前に次のように加える。

十九　法第七十条の規定による社会福祉事業を経営する者からの報告の徴収又は当該職員による施設等の検査その他事業経営の状況の調査（社会福祉法人としての市町村社会福祉協議会に係るものに限る。）	徳島市　鳴門市　小松島市　阿南市　吉野川市　阿波市　美馬市　三好市　上勝町　石井町　那賀町　牟岐町　美波町　海陽町　松茂町　北島町

第二条第二項の表十六の項中「二十二の項」を「二十五の項」に改め、11を削り、「徳島市　鳴門市　小松島市　阿南市　吉野川市　阿波市　美馬市　三好市　上勝町」を「上勝町」に、「美波町」を「美波町　海陽町」に改め、同項を同表十八の項とし、同表中十五の項を十七の項とし、同表十四の項中「に基づく事務のうち、同法」を削り、同項を同表十六の項とし、同表中十三の項を十五の項とし、十二の項を十四の項とし、十一の項を十三の項とし、同表十の項中「三好市」を「三好市　海陽町」に改め、同項を同表十二の項とし、同表中九の項を十一の項とし、同表八の項中「もの」の下に「（当該市町村の区域内にのみ事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものに限る。）」を加え、同項3中「受理」の下に「及び法第十三条第三項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による法人の設立の認証の取消し」を加え、同項8中「受理及び」を「受理、」に改め、「届出の受理」の下に「及び同条第七項の規定による登記事項証明書の受理」を加え、同項中「美馬市」を「美馬市　那賀町」に改め、同項を同表十の項とし、同表中七の項を九の項とし、四の項から六の項までを二項ずつ繰り下げ、三の項の次に次のように加える。

四　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号。以下この項及び次項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1　法第三十二条の規定による専用水道に係る工事着手前の確認 2　法第三十三条第一項の規定による専用水道に係る確認の申請の受理、同条第三項の規定による申請書の記載事項の変更の届出の受理及び同条第五項の規定による通知 3　法第三十四条第一項において準用する法第十三条第一項の規定による専用水道の設置者からの給水開始前の届出の受理 4　法第三十四条第一項において準用する法第二十四条の三第二項の規定による専用水道の設置者からの業	勝浦町　上勝町　佐那河内村　石井町　神山町　那賀町　牟岐町　美波町　海陽町　松茂町　北島町　藍住町　板野町　上板町　つるぎ町　東みよし町

務の委託の届出の受理 5　法第三十六条第一項の規定による専用水道の設置者に対する改善の指示及び同条第二項の規定による勧告 6　法第三十七条の規定による専用水道の設置者に対する給水停止命令 7　法第三十九条第二項の規定による専用水道の設置者からの報告の徴収及び当該職員による立入検査		
五　法に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1　法第三十六条第三項の規定による簡易専用水道の設置者に対する必要な措置を採るべき旨の指示 2　法第三十七条の規定による簡易専用水道の設置者に対する給水停止命令 3　法第三十九条第三項の規定による簡易専用水道の設置者からの報告の徴収及び当該職員による立入検査	海陽町	

附　則

1　この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正後の第二条第二項の表の上欄に掲げる事務に係る法令若しくは条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に当該事務に係る法令等の規定により知事に対してされている申請その他の行為で、施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該事務に係る法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

提案理由

地方自治法の規定による市町村の長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十四号

徳島県税条例の一部改正について

徳島県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条の二十四」を「第二十条の二十三の三」に、「第三十五条」を「第三十四条の三」に改める。

第二十条の十二の次に次の一条を加える。

（法人の均等割の課税免除）

第二十条の十二の二　法第二十五条第一項第一号の非課税地方独立行政法人以外の地方独立行政法人であつて、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十一条第三号チの病院事業を行うもの（以下「病院事業を行う地方独立行政法人」という。）に対しては、県民税の均等割を課さない。

第二十条の十六第一項第一号を次のように改める。

一　公益社団法人又は公益財団法人

第二十条の十六に次の一項を加える。

3　第一項の規定により県民税の減免を受けようとする者は毎年四月三十日までに、前項の規定により県民税の減免を受けようとする者は法人税法第七十四条第一項に規定する法人税の申告書の提出期限までに、それぞれ知事が別に定めるところにより申請しなければならない。

第二章第四節中第二十条の二十四の前に次の一条を加える。

（不動産取得税の課税免除）

第二十条の二十三の三　病院事業を行う地方独立行政法人が不動産を次の各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課さない。

一　その病院事業の用に供する不動産（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある施設で規則で定めるものの用に供するものを除く。）

二　その設置する看護師養成所において直接教育の用に供する不動産

三　その設置する寄宿舎で看護師養成所に係るものにおいて直接その用に供する不動産

第二章第七節中第三十五条の前に次の一条を加える。

（自動車取得税の課税免除）

第三十四条の三　病院事業を行う地方独立行政法人が救急自動車又は主としてへき地巡回診療の用に供する自動車を取得した場合においては、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

第四十八条の二第三項中「開設者」及び「当該公的医療機関」の下に「又は病院事業を行う地方独立行政法人」を加える。

附則第三十七項中「ついては、」を「係る平成二十五年十二月一日前に開始する法第五十二条第二項第四号に規定する期間に係る法人の県民税の減免については、当該法人を」に改める。

附　則

1　この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二十条の十六第一項第一号及び附則第三十七項の改正規定並びに次項の規定は、同年十二月一日から施行する。

2　次に掲げる法人のうち法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第九号の二に規定する非営利型法人に該当するものに係る平成二十五年四月一日に開始する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第四号に規定する期間に係る法人の県民税の減免については、なお従前の例による。

一　前項ただし書に規定する規定の施行の際現に存する一般社団法人及び一般財団法人

二　前項ただし書に規定する規定の施行の際現に存する特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第二項に規定する特例民法法人をいい、同法第四十条第一項の規定により存続するものに限る。）であって平成二十六年三月三十一日までに同法第百二十一条第一項において読み替えて準用する同法第百六条第一項の登記をしたもの

提案理由

県の政策医療の確保に重要な役割を果たす地方独立行政法人が経営する病院について、その経営の安定化を図り、地域の医療提供体制を維持するため、非課

税地方独立行政法人以外の地方独立行政法人であって病院事業を行うものに係る県税の課税免除の措置を講ずる等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十五号

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十七の項の次に次のように加える。

十七の二　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条の十五第二項の規定に基づく研修の実施	二万五千円

別表第一の二十二の項から二十六の項までを次のように改める。

二十二から二十六まで　削除	

別表第一の二十七の項中「附則第二項」を「（昭和二十八年政令第三百八十六号）附則第二項」に改め、同表の三十七の項から四十の項までを次のように改める。

三十七から四十まで　削除	

附　則

1　この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

2　この条例の施行の際現に申請がなされている改正前の徳島県保健福祉関係手数料条例別表第一の二十二の項、二十二の三の項から二十二の五の項まで、二

十四の項から二十六の項まで、三十七の項、三十九の項及び四十の項に規定する事務に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

他県との均衡を勘案し、介護保険法に基づく主任介護支援専門員研修の実施に係る手数料を定めるとともに、保健師助産師看護師法に基づく准看護師試験等及び調理師法に基づく調理師試験等に係る事務を関西広域連合が処理することとされたことに伴い、これらの事務に係る手数料を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十六号

徳島県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部改正について

徳島県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

徳島県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

徳島県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年徳島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日までに行われる第一条に規定する事業に要する経費の精算が完了する日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域における自殺対策の緊急的な強化を図るために実施する相談体制の整備及び人材の養成等の事業を引き続き計画的に推進するため、徳島県地域自殺対策緊急強化基金の設置の期間を延長する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十七号

徳島県子どものはぐくみ条例の制定について

徳島県子どものはぐくみ条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

徳島県子どものはぐくみ条例

目次

前文
第一章　総則（第一条―第十条）
第二章　はぐくみ憲章及び実施計画（第十一条・第十二条）
第三章　子どものはぐくみに関する基本的施策（第十三条―第二十三条）
第四章　子どものはぐくみに関する気運の醸成（第二十四条・第二十五条）
附則

子どもは、私たちの生命を受け継ぐかけがえのない宝物であり、未来への希望である。誰もが安心して子どもを生み、子育てに喜びを感じられることや、全ての子どもが等しく健やかに成長することは、私たちの願いである。

この願いの実現に向け、私たちは共に手を取り合い、歩んでいかなければならない。

まずは、子どもを生き生きと、かつ、伸び伸びと育む環境づくりを進めるとともに、子どもとしっかり向き合い、共に過ごし、そして触れ合う時間を大切にしていく。

それから、子どもが安心して学び、遊び、そして暮らせるよう、その心身と生活を守るとともに、子どもと子育て家庭を支える地域社会づくりを進めていく。

また、子育てを楽しみながら自らも成長しようとする男性を応援し、家族の絆（きずな）を深めることや、子どもや若者にも子育ての喜びを伝え、結婚や出産への気運を高めることも忘れてはならない。

ここに、私たちは、子どもと子育て家庭を取り巻く社会の状況にしっかりと対応するとともに、将来にわたって次代の社会を担う子ども及び子育てを担う者を育んでいくため、この条例を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、子どものはぐくみに関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務並びに子育て支援団体の役割を明らかにするとともに、子どものはぐくみに関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どものはぐくみを総合的かつ計画的に推進し、もって子どもを大切に育み、子育ての喜びを分かち合える地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　子ども　十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。

二　子どものはぐくみ　子どもの人権の擁護、子育て支援、少子化対策その他の子ども及び子育てに関する課題に対処しながら次代の社会を担う子ども及び子育てを担う者を育むことをいう。

三　子育て支援団体　子育て支援の取組を行う団体をいう。

（基本理念）

第三条　子どものはぐくみは、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　子どもの権利を尊重するとともに、その最善の利益を考慮すること。

二　父母その他の保護者（以下「保護者」という。）が、子育てにおいて第一義的責任を有すること。

三　県並びに県民、事業者、子育て支援団体及び市町村その他の関係機関等（以下「県民等」という。）が、相互に連携を図りながら社会全体で取り組むこと。

四　結婚及び出産に関する個人の意思及び多様な価値観を尊重すること。

（県の責務）

第四条　県は、前条に規定する子どものはぐくみについての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どものはぐくみに関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（市町村との連携）

第五条　県は、子どものはぐくみに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村と連携を図りながら協力して取り組むものとする。

（県民の責務）

第六条　県民は、基本理念にのっとり、子どものはぐくみの重要性について理解を深め、積極的に子どものはぐくみに取り組むものとする。

2　県民は、県及び市町村が実施する子どものはぐくみに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第七条　事業者は、基本理念にのっとり、子どものはぐくみの重要性について理解を深め、その雇用する労働者が仕事と子育てとの両立を図ることができるよう必要な環境の整備に努めるものとする。

2　事業者は、県及び市町村が実施する子どものはぐくみに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（子育て支援団体の役割）

第八条　子育て支援団体は、基本理念にのっとり、その取組の充実に努めるとともに、その活動を通じ、子育て家庭と地域社会とをつなぐ役割を果たすものとする。

（推進体制の整備）

第九条　県は、県及び県民等が連携して子どものはぐくみを推進するための体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第十条　県は、子どものはぐくみに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章　はぐくみ憲章及び実施計画

（はぐくみ憲章）

第十一条　知事は、子どものはぐくみに関する県民、事業者及び子育て支援団体の日常の行動の指針として、子どものはぐくみに関する憲章（以下「はぐくみ憲章」という。）を定めるものとする。

2　知事は、はぐくみ憲章を定めるに当たっては、県民、事業者及び子育て支援団体の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3　前項の規定は、はぐくみ憲章の変更について準用する。

（実施計画）

第十二条　知事は、子どものはぐくみに関する施策の総合的な実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定めるものとする。

2　実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　子どものはぐくみに関する施策の実施により達成しようとする目標

二　実施しようとする子どものはぐくみに関する施策の内容及びその実施時期

3　知事は、実施計画を定めるに当たっては、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4　知事は、実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5　前二項の規定は、実施計画の変更について準用する。

第三章　子どものはぐくみに関する基本的施策

（子育て家庭を支える地域社会の形成）

第十三条　県は、子育て家庭を支える地域社会の形成に資するため、子育て支援の拠点の整備及び子育て支援団体の取組を支援するとともに、子育て支援に関する啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

（保護者の経済的負担の軽減等）

第十四条　県は、保護者の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療、教育等に係る費用の負担の軽減その他の必要な措置を講ずるものとする。

2　県は、母子家庭、父子家庭等の生活の安定及び向上を図るため、その経済的自立に向けた支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

（良質かつ適切な教育及び保育の確保等）

第十五条　県は、就学前の子どもに対し、義務教育及びその後の教育の基礎を培う良質かつ適切な教育及び保育が行われるよう、子ども及び子育て家庭の状況並びに市町村の実情に応じた必要な措置を講ずるものとする。

2　県は、子育て家庭の多様な保育に対する需要に対応するため、時間外保育（保育所その他の場所において、休日、夜間等保育を通常行わない日又は時間において保育を行うことをいう。）、病児保育（保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難である乳幼児又は小学校に就学している子どもであって、疾病にかかっているものについて、保育所、病院その他の施設において保育を行うことをいう。）、一時預かり（家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行うことをいう。）及び放課後における小学校に就学している子どもの健全育成に関する活動の実施に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

3　県は、子ども一人一人に行き届いたきめ細やかな学校教育の実現を目指し、少人数による学級編制その他の必要な措置を講ずるものとする。

（仕事と子育てとの両立の推進）

第十六条　県は、保護者の仕事と子育てとの両立が図られるよう、次に掲げる事項について県民及び事業者の理解を深めるための啓発を推進するものとする。

一　子どもを育てている女性が働き続けることのできる雇用環境の整備

二　男性が積極的に育児に参加することの意義

三　男女を問わず育児休業をすることができる職場環境の形成

四　子どもの看護のための休暇、子育ての時期における短時間の勤務その他の柔軟な働き方

（母子の保健及び医療に係る体制の充実等）

第十七条　県は、母子の保健及び医療に係る体制を充実するため、市町村が実施する妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導その他の母子保健サービスの提供に対する支援を行うとともに、周産期医療、小児医療等を提供する体制の整備を推進するものとする。

2　県は、子どもを生むことを希望する者であって不妊症又は不育症であるものに対し、相談その他の支援を行うものとする。

（食育の推進及び野菜の摂取）

第十八条　県は、子どもが食を通じ、生涯にわたって健全な心身を培うとともに、豊かな人間性を育むことができるよう、食育を推進するものとする。

2　前項の規定による食育の推進に当たっては、子どもが野菜の摂取の重要性を学び、かつ、その摂取量の増加に資するよう配慮するものとする。

（子どもの権利及び利益の尊重に関する啓発）

第十九条　県は、子どもの人権の擁護に資するため、子どもの権利及び利益の尊重に関する啓発を推進するものとする。

2　前項の規定による啓発の推進に当たっては、子ども自身が尊重されていると実感することを通じ、他者を尊重する心が醸成されるよう配慮するものとする。

（子どもの人権侵害の未然の防止等）

第二十条　県は、虐待、いじめその他の子どもの人権侵害を未然に防止し、又は早期に発見し、かつ、これに速やかに対応するため、市町村その他の関係機関等と連携し、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（障害等の早期の発見等のための支援）

第二十一条　県は、子どもの障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。）及び難病（以下「障害等」という。）の早期の発見並びに障害等を有する子ども及びその保護者の悩み及び不安の解消に資するため、障害等に関する専門的な相談、情報の提供その他の支援を行うものとする。

（子育てに配慮した生活環境の整備）

第二十二条　県は、子ども及び保護者が安心して生活を送ることができるよう、良好な居住環境の確保の支援、歩行者の安全に配慮した道路環境の整備その他の子育てに配慮した生活環境の整備を推進するものとする。

（次代の子育てを担う者の育成）

第二十三条　県は、次代の子育てを担う者の育成を促進するため、子ども及び若者が子育ての喜びを知ることができる機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2　県は、若者が経済的に困窮していることを理由に結婚及び子どもを生むことを断念することのない社会を目指し、若者の経済的自立の支援を推進するものとする。

3　県は、結婚を望む男女に対し、出会いの場の情報の提供その他の支援を行うものとする。

第四章　子どものはぐくみに関する気運の醸成

（表彰）

第二十四条　知事は、子どものはぐくみに関して著しい功績のあった者に対して、表彰を行うことができる。

（若者交流の日）

第二十五条　県は、若者の結婚及び出産への気運並びに若者が地域における様々な活動に参加することを社会全体で支援する気運を醸成するため、若者交流の日を設ける。

2　若者交流の日は、毎月第一金曜日とする。

3　県は、若者交流の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例の施行の際現に定められている子どものはぐくみに関する県の憲章であって、県民、事業者及び子育て支援団体の日常の行動の指針を定めたものは、第十一条第一項の規定により定められたはぐくみ憲章とみなす。

3　この条例の施行の際現に定められている子どものはぐくみに関する県の計画であって、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第九条第一項の規定に基づくものは、第十二条第一項の規定により定められた実施計画とみなす。

提案理由

子どものはぐくみに関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務並びに子育て支援団体の役割を明らかにするとともに、子どものはぐくみに関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どものはぐくみを総合的かつ計画的に推進し、もって子どもを大切に育み、子育ての喜びを分かち合える地域社会の実現に寄与する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十八号

徳島県児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の廃止について

徳島県児童福祉施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

徳島県児童福祉施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

徳島県児童福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十四号）は、廃止する。

附　則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

提案理由

施設の老朽化及び利用の状況に鑑み、ライトホームを廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十九号

徳島県障害者介護給付費等不服審査会設置条例等の一部改正について

徳島県障害者介護給付費等不服審査会設置条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

徳島県障害者介護給付費等不服審査会設置条例等の一部を改正する条例

（徳島県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部改正）

第一条　徳島県障害者介護給付費等不服審査会設置条例（平成十八年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（徳島県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部改正）

第二条　徳島県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成十九年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（徳島県障害児通所給付費等不服審査会設置条例の一部改正）

第三条　徳島県障害児通所給付費等不服審査会設置条例（平成二十四年徳島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第四条　徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和四十年徳島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条第七号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「第二十二条第二項」の下に「又は第五十一条の七第二項」を加え、「同条第一項」を「同法第二十二条第一項又は第五十一条の七第一項」に、「支給要否決定」を「支給の要否の決定」に改め、同条第八号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「第二十六条第一項」の下に「又は第五十一条の十一」を加える。

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第五条　議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

附　則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第四条中徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例第三条第七号及び第八号の改正規定（「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分を除く。）　公布の日

二　第五条中議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第二号の改正規定（「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分に限る。）　平成二十六年四月一日

提案理由

障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十号

徳島県准看護師試験委員条例の廃止について

徳島県准看護師試験委員条例を廃止する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

徳島県准看護師試験委員条例を廃止する条例

徳島県准看護師試験委員条例（昭和三十四年徳島県条例第四十一号）は、廃止する。

附　則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

提案理由

保健師助産師看護師法に基づく准看護師試験等に係る事務を関西広域連合が処理することとされたことに伴い、徳島県准看護師試験委員条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十一号

徳島県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例の廃止について

徳島県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例を廃止する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

徳島県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例を廃止する条例

徳島県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例（平成二十二年徳島県条例第五十五号）は、廃止する。

附　則

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

提案理由

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の対象事業が平成二十四年度で終了することに伴い、徳島県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十二号

徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部改正について

徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成二十一年徳島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「事業並びに」を「事業、」に改め、「支援を行う事業」の下に「並びに福祉及び介護に係る人材の確保を図るために実施する事業」を加える。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

福祉及び介護に係る人材の確保の状況に鑑み、徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金について福祉及び介護に係る人材の確保を図るための事業を実施するための所要の措置を講ずるとともに、失業者の一時的な雇用及び就業の機会の創出を図るための事業等を引き続き計画的に推進するため、当該基金の設置の期間を延長する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十三号

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年徳島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第二十一条」の下に「又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十一条」を、「前項第三号」の下に「及び第四号」を加える。

第七条第一項中「前条第一項各号」を「前条第一項第四号に掲げる条件を具備するときは、同項各号」に改める。

第十条第一項中「希望し、かつ」を「希望するもののうち」に、「認められるもの」を「認められ、かつ、その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員でないもの」に改める。

第五十条中「具備する者」の下に「で、その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員でない者」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

福島復興再生特別措置法が制定されたことに伴い、同法に規定する居住制限者について県営住宅の入居者資格の特例を設ける等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十四号

道路法施行条例の一部改正について

道路法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

道路法施行条例の一部を改正する条例

道路法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表令第七条第一号に掲げる物件の項中「第七条第二号」を「第七条第四号」に改め、同表令第七条第二号に掲げる工事用施設及び同条第三号に掲げる工事用材料、令第七条第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる施設及び令第七条第六号に掲げる施設の項を次のように改める。

令第七条第二号に掲げる工作物		占用面積一平方メートルにつき一年	一、〇〇〇円	八二〇円
令第七条第三号に掲げる施設			時価に〇・〇二八を乗じて得た額	
令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料		占用面積一平方メートルにつき一月	四四〇円	一一〇円
令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設			一四〇円	一一〇円
令第七条第九号に掲げる施設	建築物	占用面積一平方メートルにつき一年		
	階数が一のもの		時価に〇・〇〇六を乗じて得た額	時価に〇・〇〇八を乗じて得た額
	階数が二のもの		時価に〇・〇〇九を乗じて得た額	時価に〇・〇一一を乗じて得た額
	階数が三のもの		時価に〇・〇一一を乗じて得た額	時価に〇・〇一五を乗じて得た額
	階数が四以上のもの		時価に〇・〇一三を乗じて得た額	時価に〇・〇一六を乗じて得た額

令第七条第十二号に掲げる器具	その他のもの	時価に〇・〇〇六を乗じて得た額	時価に〇・〇〇八を乗じて得た額
		時価に〇・〇二八を乗じて得た額	

附　則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

提案理由

道路法施行令の一部が改正されたことに鑑み、太陽光発電設備等に係る道路の占用料の額を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十五号

徳島県未来創造教育基金条例の制定について

徳島県未来創造教育基金条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

徳島県未来創造教育基金条例

（設置）

第一条　本県教育における未来を志向する創造性豊かな人材の育成に関する事業の推進に要する経費に充てるため、徳島県未来創造教育基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第二条　基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第三条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2　基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第四条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条　知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第六条　基金は、第一条に規定する事業の推進に要する経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第七条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

提案理由

本県教育における未来を志向する創造性豊かな人材の育成に関する事業の推進に要する経費に充てるため、徳島県未来創造教育基金を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第四十六号

徳島県立学校設置条例の一部改正について

徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例

徳島県立学校設置条例（昭和三十九年徳島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表のその二の表中「徳島県立美馬商業高等学校　美馬市美馬町　徳島県立貞光工業高等学校　美馬郡つるぎ町」を「徳島県立つるぎ高等学校　美馬郡つるぎ町」に改め、同表のその三の表中「徳島県立盲学校　徳島市南二軒屋町二丁目　徳島県立聾学校　徳島市中徳島町二丁目」を「徳島県立徳島視覚支援学校　徳島市南二軒屋町二丁目　徳島県立徳島聴覚支援学校　徳島市南二軒屋町二丁目」に改める。

附　則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

本県における新たな時代に対応した学校づくり及び多様な教育の実現を図るため、徳島県立美馬商業高等学校及び徳島県立貞光工業高等学校を再編統合し、新たに徳島県立つるぎ高等学校を設置するとともに、徳島県立盲学校及び徳島県立聾学校の併置により多様化する障害に対応した教育の充実及び地域の特別支援教育の核となる学校づくりの推進を図るため、両校の名称及び徳島県立聾学校の位置を変更する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十七号

徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部改正について

徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例

徳島県文化の森総合公園文化施設条例（平成二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表徳島県立図書館（以下「図書館」という。）の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　読書の振興に関する集会等の文化活動のために集会室一及び集会室二を利用に供すること。

第二条の表徳島県立博物館（以下「博物館」という。）の項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　考古、歴史、民俗、美術工芸、動物、植物及び地学に関する講座等の文化活動のために博物館講座室を利用に供すること。

第二条の表徳島県立近代美術館（以下「美術館」という。）の項第四号中「こと」の下に「及び美術に関する講座等の文化活動のために美術館講座室を利用に供すること」を加える。

第三条の表中「

美術館	ギャラリー

」を「

図書館	集会室一 集会室二
博物館	博物館講座室
美術館	ギャラリー 美術館講座室

」に、「ミニシアター

「一」を「ミニシアター
スタジオ
ミーティングルーム」に改める。

別表第二中「ギャラリー

午前	三、三〇〇円
午後	五、五〇〇円
夜間	四、二〇〇円

」を「集会室一

午前	二、二〇〇円
午後	三、六〇〇円

集会室二

午前	一、一〇〇円
午後	一、七八〇円

博物館講座室

午前	二、一〇〇円
午後	三、四〇〇円

ギャラリー

午前	三、三〇〇円
午後	五、五〇〇円
夜間	四、二〇〇円

美術館講座室

午前	一、六〇〇円
午後	二、六〇〇円

」に、「ミニシアター

午前	一、一〇〇円
午後	一、七八〇円
夜間	一、五二〇円

」を「ミニシアター

午前	一、一〇〇円
午後	一、七八〇円
夜間	一、五二〇円

スタジオ

午前	一、一〇〇円
午後	一、七八〇円
夜間	一、五二〇円

ミーティングルーム

午前	八〇〇円
午後	一、二八〇円

」に改め、

	夜　　間	一、一〇〇円

同表の備考第三項中「場合の」の下に「集会室一、集会室二、博物館講座室、」を、「ギャラリー」の下に「、美術館講座室」を、「ミニシアター」の下に「、スタジオ、ミーティングルーム」を加える。

附　則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

提案理由

徳島県文化の森総合公園文化施設の利用の増進を図るため、新たに徳島県立図書館の集会室等を県民の利用に供する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十八号

徳島県警察関係手数料条例の一部改正について

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の九の項中「基づく認定」の下に「の申請に対する審査」を加え、同項の1中「二千七百円」を「二千二百円」に改め、同項の2中「二千七百二十円」を「四千三百四十円」に改め、同項の3中「三万千七百円」を「三万五千円」に、「八千二百円」を「一万六千三百円」に、「二万四千七百円」を「二万九千円」に、「五千九百円」を「一万四千四百円」に、「五万九千七百円」を「五万九千円」に、「一万四千七百円」を「二万三千円」に、「三万七百円」を「三万五千円」に、「一万八百円」を「一万九千円」に、「三千六百八十円」を「一万二千六百円」に改め、同表の十の項の1中「六千三百円」を「三千九百円」に改め、同項の2中「一万八千円」を「六千三百円」に改め、同項の3中「百五十三万円」を「百四十三万五千円」に、「二十九万六千円」を「四十三万八千円」に、「百十四万千円」を「百十二万八千円」に、「十七万四千円」を「三十三万八千円」に、「百八十一万六千円」を「百六十二万千円」に、「三十九万九千円」を「四十七万九千円」に、「百十九万三千円」を「百十四万八千円」に、「三十四万九千円」を「四十八万二千円」に、「百十九万二千円」を「百十四万七千円」に、「三十四万八千円」を「四十八万千円」に改め、同表の十一の項の1の㈠中「三万二千三百円」を「四万三千三百円」に、「八千百円」を「二万三千百円」に改め、同項の1の㈡中「二万五千三百円」を「三万六千三百円」に、「八千百円」を「二万三千円」に改め、同項の1の㈢中「五千七百円」を「二万千円」に改め、同項の2中「六万二千三百円」を「六万八千三百円」に、「一万五千三百円」を「三万三百円」に改め、同項の3及び4中「三万千三百円」を「四万二千三百円」に、「一万八百円」を「二万六千三百円」に改め、同項の5中「二万五千三百円」を「三万六千三百円」に、「三千三百円」を「一万九千百円」に改め、同表の十二の項の1中「百五十二万四千二百円」を「百四十四万二千円」に、「二十九万二百円」を「四十四万五千円」に、「百十三万五千二百円」を「百十三万五千円」に、「十六万八千二百円」を「三十四万五千円」に改め、同項の2中「百八十一万二百円」を「百六十二万八千円」に、「三十九万三千二百円」を「四十八万六千円」に改め、同項の3中「百十八万七千二百円」を「百十五万五千円」に、「三十四万三千二百円」を「四十八万九千円」に改め、同項の4

中「百十八万六千二百円」を「百十五万四千円」に、「三十四万二千二百円」を「四十八万八千円」に改め、同表の十三の項の1中「規定に基づく認定（以下この項及び十四の項において「認定」という。）」を「認定」に改め、「の遊技機」の下に「（以下この項及び十四の項において「未認定遊技機」という。）」を加え、「一万六千円」を「一万五千円」に、「二万七千円」を「二万五千円」に改め、同項の2を次のように改める。

2　ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第七条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に未認定遊技機があるとき。　1㈠又は㈡に定める額に、二千八百円（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第四項の検定を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下この項及び十四の項において「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあっては、五千六百円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乗じて得た額を加算した額）を加算した額に、未認定遊技機一台ごとに四十円（特定未認定遊技機については、それぞれ九の項の3に定める額から八千円を減じた額）を加算した額

別表第一の十三の項の3中「一万五千円」を「一万四千円」に、「二万七千円」を「二万四千円」に改め、同表の十四の項の1中「認定を受けた遊技機以外の遊技機」を「未認定遊技機」に、「三千四百円」を「二千四百円」に改め、同項の2を次のように改める。

2　承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がある場合　五千二百円（特定未認定遊技機がある場合にあっては、八千円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乗じて得た額を加算した額）に、未認定遊技機一台ごとに四十円（特定未認定遊技機については、それぞれ九の項の3に定める額から八千円を減じた額）を加算した額

別表第一の備考の三中「同時に」の下に「当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「それぞれ同項に定める金額から二千七百円」を「同項の規定にかかわらず、同項の1の場合にあっては零円とし、同項の2の場合にあっては四十円とし、同項の3の場合にあってはそれぞれ同項の3に定める金額から八千円」に改め、同表の備考の四中「同時に」の下に「当該試験に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「二千三百円」を「一万四千三百円」に改め、同表の備考の五中「九千三百円」を「八千六百円」に改め、同表の備考の六中「七千四百円」を「六千八百円」に改める。

附　則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

提案理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、遊技機の検定等に係る手数料の額を改める必要がある。これが、

この条例案を提出する理由である。

第四十九号

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表徳島県立中央病院の項中「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に、「麻酔科」を「麻酔科　歯科口腔外科」に改め、同表徳島県立三好病院及び徳島県立海部病院の項中「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に改める。

附　則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

提案理由

診療業務の充実を図るため、徳島県立中央病院に歯科口腔外科を新設する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 50 号

平成24年度県営土地改良事業費に対する受益市町村負担金の追加について

平成24年10月12日議決を経た県営土地改良事業費に対する受益市町村負担金について次のとおり追加する。

平 成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事　　飯　　泉　　嘉　　門

事業の名称	負担市町村	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付記
			円	円		
県営土地改良事業	那賀町	広域営農団地農道整備事業	72,000	7,200	1/10以内	事業費を増額又は減額した場合は，事業費に対する負担金の割合に応じ，知事は負担金を増額又は減額することができる。

提案理由

平成24年度県営土地改良事業費に対する受益市町村負担金について，事業費の変更等に伴い追加する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 51 号

平成24年度県単独砂防事業費等に対する受益市町負担金の追加について

平成24年10月12日議決を経た県単独砂防事業費等に対する受益市町負担金について次のとおり追加する。

平 成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事　　飯　　泉　　嘉　　門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付記
県単独砂防事業等	三好市	県単独砂防事業	円 2,500,000	円 625,000	25/100	事業費を増額又は減額した場合は，事業費に対する負担金の割合に応じ，知事は負担金を増額又は減額することができる。
	那賀町	急傾斜地崩壊対策事業	20,000,000	1,000,000	5/100	

提案理由

平成24年度県単独砂防事業費等に対する受益市町負担金について，事業費の変更等に伴い追加する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 52 号

平成24年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金の追加について

平成24年10月12日議決を経た県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について次のとおり追加する。

平 成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事　　飯　　泉　　嘉　　門

事業の名称	負担市町村	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付記
県単独道路事業	牟岐町	道路局部改良事業	円 19,295,000	円 2,894,250	% 15	事業費を増額又は減額した場合は，事業費に対する負担金の割合に応じ，知事は負担金を増額又は減額することができる。
	海陽町	道路局部改良事業	4,250,000	637,500	15	

提案理由

平成24年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について，事業費の変更等に伴い追加する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 53 号

一般国道439号道路改築工事落合１号トンネルの請負契約の変更請負契約について

平成24年12月19日議決を経た一般国道439号道路改築工事落合１号トンネルの請負契約の変更請負契約を次のとおり締結する。

平 成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事　　飯　　泉　　嘉　　門

請負契約書中「４　工期　徳島県議会の議決のあった日の翌日から平成25年３月25日まで」を「４　工期　徳島県議会の議決のあった日の翌日から平成25年５月７日まで」に，「５　契約金額　630,000,000円」を「５　契約金額　605,633,700円」に改める。

提案理由

工事の請負契約の契約金額等の変更に伴い，議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 54 号

川内大代線緊急地方道路整備工事加賀須野橋左岸下部工の請負契約の変更請負契約について

平成24年３月21日議決を経た川内大代線緊急地方道路整備工事加賀須野橋左岸下部工の請負契約の変更請負契約を次のとおり締結する。

平 成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事　　飯　　泉　　嘉　　門

請負契約書中「５　契約金額　698,460,000円」を「５　契約金額　677,842,200円」に改める。

提案理由

工事の請負契約の契約金額の変更に伴い，議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 55 号

徳島県県営住宅集約化ＰＦＩ事業の特定事業契約について

次のとおり特定事業契約を締結する。

平 成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

1	事業名	徳島県県営住宅集約化ＰＦＩ事業
2	事業場所	徳島市名東町１丁目，徳島市万代町５丁目，徳島市津田町３丁目
3	事業期間	徳島県議会の議決のあった日の翌日から平成46年３月31日まで
4	契約金額	県営住宅整備等事業に係る対価 5,546,837,000円
5	契約の方法	一般競争入札
6	契約の相手方	事業者　徳島市南出来島町二丁目15番地 徳島県営住宅ＰＦＩ株式会社 代表取締役　歌代　正 福祉施設等事業者　板野郡藍住町笠木字西野50番地の１ 医療法人　凌雲会 理事長　稲次正敬 福祉施設等事業者　板野郡藍住町矢上字安任156番地の１ 社会福祉法人　凌雲福祉会 理事　稲次正敬

提案理由

特定事業契約について，民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第９条の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 56 号

徳島県教育振興計画（第２期）の策定について

徳島県教育振興計画（第２期）を別冊のとおり定める。

平 成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事　　飯　　泉　　嘉　　門

提案理由

徳島県教育振興計画（第２期）を策定することについて，徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例第３条第１項の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 57 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成25年2月18日提出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

相手方		権利の内容	放棄の理由
住所	氏名		
		徳島県営住宅の家賃52,700円に係る債権	回収不能のため
		徳島県営住宅の家賃39,200円に係る債権	同上
		徳島県営住宅の家賃33,900円に係る債権	同上
		徳島県営住宅の家賃207,000円に係る債権	同上
		徳島県営住宅の家賃754,983円に係る債権	同上
		徳島県営住宅の家賃1,345,500円に係る債権	同上

提案理由

権利の放棄について，地方自治法第96条第１項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 58 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成25年2月18日提出

徳島県知事　飯泉嘉門

相手方		権利の内容	放棄の理由
住所	氏名		
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用18,900円に係る債権	回収不能のため
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用463,980円に係る債権	同上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用330,350円に係る債権	同上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用376,340円に係る債権	同上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用116,520円に係る債権	同上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用100,000円に係る債権	同上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用63,030円に係る債権	同上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,520円に係る債権	同上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,300円に係る債権	同上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用12,600円に係る債権	同　　上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,210円に係る債権	同　　上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,920円に係る債権	同　　上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用91,840円に係る債権	同　　上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用133,240円に係る債権	同　　上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,000円に係る債権	同　　上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用8,980円に係る債権	同　　上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,000円に係る債権	同　　上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用57,760円に係る債権	同　　上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用90,780円に係る債権	同　　上

提案理由

権利の放棄について，地方自治法第96条第１項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 59 号

包括外部監査契約について

地方自治法第252条の36第１項の規定により，次のとおり包括外部監査契約を締結する。

平 成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

1	契約の目的	当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
2	契約の始期	平成25年４月１日
3	契約金額	12,000,000円を上限とする額
4	費用の支払方法	契約の定めるところによる。
5	契約の相手方	徳島市南常三島町１丁目４番地１ 山　本　啓　司（弁護士）

提案理由

包括外部監査契約について，地方自治法第252条の36第１項の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 60 号

関西広域連合規約の一部変更に関する協議について

関西広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議する。

平 成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事　　飯　　泉　　嘉　　門

関西広域連合規約の一部を改正する規約

関西広域連合規約（平成22年12月１日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

第20条第２項中「又は事業所数割」を「，事業所数割又は第１次産業就業者数割」に改め，同項第１号中「又は事業所数」を「，事業所数又は第１次産業就業者数」に改める。

別表事業費の部を次のように改める。

事業費	第４条第１項第１号に規定する事務に係る経費	同項第２号から第８号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第２号から第８号までに掲げる事務ごとの負担割合
	第４条第１項第２号及び第６号に規定する事務に係る経費	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，和歌山県，徳島県，京都市，大阪市，堺市及び神戸市	人口割　10分の10
	第４条第１項第３号アからウまでに規定する事務に係る経費	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，和歌山県，鳥取県及び徳島県	人口割　10分の５ 宿泊施設数割　10分の５
	第４条第１項第３号エからカまでに規定する事務に係る経費	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，和歌山県，鳥取県，徳島県，京都市，大阪市，堺市及び神戸市	人口割　10分の５ 宿泊施設数割（文化の振興に関する事務に係る経費にあっては，均等割）　10分の５

	第４条第１項第４号に規定する事務に係る経費	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，和歌山県，鳥取県，徳島県，京都市，大阪市，堺市及び神戸市	人口割　10分の５ 事業所数割　10分の５ （第１次産業の振興に関する事務に係る経費にあっては，第１次産業就業者数割　10分の10）
	第４条第１項第５号アに規定する事務に係る経費	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，和歌山県，鳥取県及び徳島県	利用実績割　10分の10
	第４条第１項第５号イに規定する事務に係る経費	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，和歌山県，鳥取県及び徳島県	人口割　10分の10
	第４条第１項第５号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，和歌山県，鳥取県，徳島県，京都市，大阪市，堺市及び神戸市	人口割　10分の10
	第４条第１項第７号に規定する事務に係る経費	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，和歌山県及び徳島県	受験者数割　10分の10
	第４条第１項第８号に規定する事務に係る経費	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，和歌山県，徳島県，京都市，大阪市，堺市及び神戸市	受講者数割（ウェブ研修に関する事務に係る経費にあっては，均等割）　10分の10
	事業費のうち，この表の中欄又は右欄の規定により難いと認められる事務に係る経費にあっては，負担する構成団体又は負担割合について広域連合長が別に定める。		

別表備考１中「構成団体」を「負担する構成団体」に改め，同表備考３中「(第４条第１項第５号アに規定する事務にあっては，構成団体の区域のうち救急医療用ヘリコプターが運航される区域であって別に定めるものに係る当該年の４月１日現在における構成団体の人口に相当する人口として官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づいて算出した人口)」を削り，同表中備考７を備考８とし，備考６を備考７とし，備考５の次に次のように加える。

６　この表において「第１次産業就業者数割」とは，官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づく構成団体の第１次産業就業者数の割合をいう。

附　則

（施行期日）

1　この規約は，平成25年４月１日から施行する。

（負担金の徴収に係る経過措置）

2　広域連合長が定める日までの間における改正後の関西広域連合規約第４条第１項第５号アに規定する事務に係る経費に係る和歌山県の負担については，同規約第20条及び別表の規定にかかわらず，従前の和歌山県と大阪府及び徳島県との間の協定の例により関係団体で協議して定める。

提案理由

地方自治法第291条の３第３項の規定により，関西広域連合の規約の一部を変更するに当たり，同法第291条の11の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 61 号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院中期目標の策定について

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の中期目標を次のように定める。

平 成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事　　飯　　泉　　嘉　　門

地方独立行政法人徳島県鳴門病院中期目標

前文

鳴門病院においては，県北部をはじめ香川県東部や兵庫県淡路島地域の政策医療を担い，地域の中核的病院として重要な役割を果たしている。

また，看護専門学校，健康管理センター，訪問看護ステーション及び居宅介護支援センターを併設し，地域完結型の医療提供体制の確保に取り組んでいるところである。

こうした中，徳島県を設立団体とする地方独立行政法人として，新たにスタートするに当たり，将来を見据えて安定した経営基盤を構築するとともに，地域医療連携機能や救急医療体制の充実強化など地域住民からのニーズに応えていく必要がある。

このことから，平成25年度から平成28年度までの中期目標において，地方独立行政法人制度の特徴である自主性や効率性を十分に発揮しつつ，地域の医療水準の更なる向上や地域住民の健康増進につながるよう地方独立行政法人徳島県鳴門病院の基本となるべき方向性を示すこととする。

特に，運営に当たっては，「第６次徳島県保健医療計画」をはじめとする徳島県の医療行政施策にのっとり，地域の中核的病院として更なる公的役割を担うとともに，地域住民から信頼される病院を目指していくことを求めるものとする。

第１　中期目標の期間

平成25年４月１日から平成29年３月31日までの４年間とする。

第２　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

１　診療事業

⑴　質の高い医療の提供

ア　専門的な医療への対応など医療水準の向上を図るため，医師，看護師，その他のコメディカル等の優秀な医療従事者の確保に努めること。

イ　最適で確実な治療を提供するため，各種診療ガイドライン等に基づくクリティカルパスを促進し，医療の質の向上を図ること。

ウ　職員の意識向上のための取組や医薬品の安全管理に関する手順書の作成など，医療安全対策を徹底し，医療事故の未然防止に努めること。

⑵　患者・住民サービスの向上

ア　来院者に快適な院内環境を提供するため，適切な施設管理や施設環境の保全に努めること。

イ　外来診療，検査，会計等における待ち時間の短縮を図り，住民サービスの向上を促進すること。

ウ　徳島県個人情報保護条例に基づきカルテやレセプトなど個人情報の保護を徹底するとともに，患者本人への適切な開示に努めること。

エ　医療に関する相談体制を充実し，患者の利便性の向上に努めること。

オ　投書箱の設置等により，来院者の意見や要望が反映できる仕組みづくりに努めること。

⑶　地域の医療機関との連携

ア　地域医療支援病院として地域の医療機関との連携を一層強化し，「紹介率・逆紹介率」の維持・向上を図るとともに，「病・病連携」や「病・診連携」の促進を図ること。

イ　医療連携体制に基づく地域完結型の医療を実現するため，地域連携クリティカルパスの整備普及に努めること。

ウ　退院後の療養等への支援として相談体制の充実を図るとともに，地域の介護・福祉機関との協力体制の強化を図ること。

⑷　救急医療の強化

県北部の主要な２次救急医療機関として受入体制の強化を図るとともに，地域の１次救急医療機関との役割分担や連絡体制の整備，消防機関との連携強化に努めること。

⑸　がん医療の充実

地域がん診療連携推進病院として県内のがん診療連携拠点病院との連携を図るとともに，チーム医療によるがん診療の質の向上及び緩和ケアの提供など，がん医療の充実に努めること。

⑹　生活習慣病に対する医療の促進

地域住民に対する生活習慣病の発症予防啓発を促進するとともに，健康管理センターでの予防健診の充実に努めること。

⑺　産科医療や小児医療の充実

産科及び小児科の診療体制の確保に努めるとともに,他の診療科との連携や役割分担を促進し,病院全体で産科医療や小児医療の充実強化を図ること。

2　地域支援事業

⑴　地域医療への支援

ア　地域の基幹病院としての役割を担うため，高度医療機器の共同利用を促進し，地域の医療水準の向上に努めること。

イ　地域の医療機関や行政機関との連携を強化するとともに，広報誌やホームページ等を通じ，最新の医療情報や病院情報の提供，住民の健康に対する啓発に努めること。

ウ　訪問看護ステーションや居宅介護支援センターにおける支援活動の質の向上に努めること。

⑵　地域への社会的貢献

地域住民への公開講座やセミナー等の開催を促進するとともに，地域の医療機関や地域住民等が開催するセミナー等への講師派遣に努めること。

3　災害時における医療救護

⑴　医療救護活動の拠点機能

災害拠点病院として，災害発生時の傷病者の受入体制を構築するとともに，地域の医療機関や他の災害拠点病院との連携を強化するなど，医療救護体制の拡充に努めること。

⑵　他地域における医療救護への協力

災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の技能向上を図り，他地域における医療救護活動への協力体制の強化に努めること。

4　教育研修事業

⑴　質の高い医師の養成

ア　医療水準の向上を図るため，専門的な教育や研修の充実を推進し，質の高い医師の養成に努めること。

イ　臨床研修病院として，他の臨床研修病院との連携や特色のある臨床研修プログラムの設定等により臨床研修医の確保に努めるとともに，質の高い研修指導医の養成に取り組むこと。

⑵　看護師等に対する教育

看護師やその他のコメディカル等の専門性の向上を図るため，研修制度の整備や資格取得を促進すること。

⑶　看護専門学校の充実強化

ア　質の高い教員の計画的な養成に努めるとともに，病院機能との一体的運営である利点を生かし，教育内容の質の向上を図ること。

イ　県内の高等学校等との連携強化を図り，優秀な看護学生の確保に努めるとともに，県内の医療機関への就職を促進すること。

5　調査研究事業

⑴　調査及び臨床研究の実施

各種疾患の疫学統計調査や臨床研究，大学等研究機関との共同研究を促進し，県内の医療水準の向上に努めること。

⑵　診療等の情報の活用

個人情報の保護を原則として，地域の医療機関への情報提供など医療の質の向上につながる環境整備を促進すること。

⑶　保健情報及び医療情報の提供

専門的な医療情報や病院での調査結果等について，広報誌やホームページ等による情報提供を促進すること。

第 3　業務運営の改善及び効率化に関する事項

1　業務運営体制

⑴　効果的な組織体制の確立

理事長のリーダーシップにより経営効率の高い業務執行体制を確立すること。

⑵　診療体制，人員配置の弾力的運用

医療需要の変化に対応し，医師や看護師の配置など診療体制の弾力的な運用を図ること。

⑶　人事評価システムの構築

職員の業績や能力を適正に評価するとともに，努力した職員が相応な処遇を受けられるよう，客観性の高い人事評価制度の構築を図ること。

⑷　事務職員の専門性の向上

病院事務に精通した事務職員の育成に努め，専門性の向上に努めること。

2　業務運営方法

⑴　多様な契約方法の導入

透明性や公平性の確保に努めるとともに，複数年契約などの契約方法を導入することにより費用の節減や事務の簡素化を図ること。

⑵　収入の確保

ア　病床利用率の向上や医療機器の効率的運用に努め，収益力の強化を図ること。

イ　診療報酬の請求漏れや未収金の未然防止等に努めること。

⑶　費用の抑制

医薬品や診療材料等の購入方法の見直しや在庫管理の適正化等により費用の抑制に努めること。

第 4　財務内容の改善に関する事項

1　経常収支比率

収益力の強化や業務運営の効率化を図ることにより，中期目標期間の最終年度までに経常収支比率100％以上を達成すること。

2　職員給与費対医業収益比率

職員給与費対医業収益比率の低減に努めることとし，その目標について中期計画により定めること。

第５　その他業務運営に関する重要事項

1　施設及び設備の整備

施設及び設備について，医療技術の進展や地域の医療需要，費用対効果等を総合的に勘案し計画的に整備すること。

2　職員の就労環境の向上

⑴　良好な職場環境づくり

職員間のコミュニケーションを図り，良好な職場環境づくりに努めること。

⑵　就労環境の整備

育児支援体制の充実を図るなど，職員が安心して働くことのできる就労環境を整備すること。

提案理由

地方独立行政法人法第25条第１項の規定により，地方独立行政法人徳島県鳴門病院の中期目標を定めるに当たり，同条第３項の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

報告第１号

訴えの提起に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第１項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第２項の規定により報告する。

平成25年２月18日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

訴えの提起について

徳島県営住宅の明け渡し等請求に関し，次のとおり訴えを提起する。

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

明け渡し等請求

住所	氏名	県営住宅団地名	入居許可年月日	請求の趣旨	請求の原因		専決処分年月日
					滞納金額	滞納期間	
		津田乾開		家屋明け渡し及び損害金の支払い	円		平成25年１月21日
		羽ノ浦春日野	平成20年３月１日	家屋明け渡し及び損害金の支払い			同上
				連帯保証による損害金の支払い			

		竜　　王	平成15年４月１日	家屋明け渡し及び家賃，損害金の支払い	1,138,200	平成22年６月１日から平成24年12月31日まで	同　　上

報告第２号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第１項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第２項の規定により報告する。

平 成 25 年 2 月 18 日

徳島県知事　　飯　　泉　　嘉　　門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和　解　の　相　手　方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住　１名	円 89,000	平成24年10月４日	徳島市地内	平成25年１月28日
徳島市在住　１名	189,074	平成24年10月４日	徳島市地内	平成25年１月28日
阿波市在住　１名	68,370	平成24年10月16日	美馬市地内	平成25年１月28日
徳島市在住　１名	112,000	平成24年11月20日	徳島市地内	平成25年２月５日

報告第３号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第１項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第２項の規定により報告する。

平 成 25 年 2 月 18 日

徳島県知事　　飯　　泉　　嘉　　門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和　解　の　相　手　方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日
勝浦郡勝浦町在住　１名	円 305,000	平成24年８月13日	徳島市地内 (県道新浜勝浦線)	平成25年２月５日
勝浦郡上勝町在住　１名	24,000	平成24年８月27日	勝浦郡上勝町地内 (県道徳島上那賀線)	平成25年２月５日
徳島市在住　１名	264,000	平成24年８月30日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成25年２月５日
勝浦郡勝浦町在住　１名	131,000	平成24年９月１日	小松島市地内 (県道徳島上那賀線)	平成25年２月５日
三好市所在　１法人	103,000	平成24年10月２日	三好市地内 (県道勝浦三野線)	平成25年２月５日
阿南市在住　１名	28,000	平成24年11月20日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成25年２月５日
那賀郡那賀町在住　１名	105,000	平成24年12月10日	那賀郡那賀町地内 (国道193号)	平成25年２月５日

報告第４号

損害賠償（誤認による取締行為）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第１項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第２項の規定により報告する。

平 成 25 年 2 月 18 日

徳島県知事　　飯　　泉　　嘉　　門

損害賠償の額の決定及び和解について

誤認による取締行為に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和　解　の　相　手　方	賠償金額	取締年月日	取　締　場　所	専決処分年月日
岡山県総社市在住　１名	円 265,720	平成21年４月６日	徳島市地内	平成25年２月５日